

「中立」観念の起源

—16～18世紀における「中立」*—

和 仁 健太郎**

Summary

According to the prevailing opinion, there were two main factors which shaped the traditional law of neutrality. The first factor was the unlimited right of states to resort to war. "[U]ntil the First World War, the right to wage war constituted an unlimited prerogative of sovereign States; no neutral State, therefore, could arrogate to itself the right to pass judgment on the legality of war and to shape its conduct accordingly"(H. Lauterpacht). The second factor was the conflict of interests between belligerent states and third states concerning maritime commerce in wartime: the belligerents sought to cut off all supplies from their enemy; the third states sought to maintain their freedom of trade.

Some authors (Wilhelm G. Grewe, Stephan Oeter, Alberto Miele *etc.*) emphasize the fact that in the state practice prior to the eighteenth century the legal status of neutrality was created only by 'neutrality treaties', to which no attention has been given by the prevailing opinion. These authors perceive the history of neutrality as a transformation from 'contractual neutrality' to 'institutional neutrality'. Since this perspective is very useful for the proper understanding of the history of neutrality, this article basically adopts it. But there is very little agreement even among these authors on the following questions: what was the essential character of a 'neutrality treaty' and 'contractual neutrality'?; how could the institutionalization of neutrality be theoretically possible? This article tries to answer these questions by carefully analyzing the provisions of 'neutrality treaties' and the legal literatures of the mid-eighteenth century.

A 'neutrality treaty' was a treaty by which one contracting party (a belligerent) was bound not to make war upon the other party (a 'neutral') on condition that the latter did not give any assistance to the enemy of the former. In the state practice of the sixteenth, seventeenth and eighteenth centuries, such a legal effect—namely, the duty of a belligerent not to make war upon a third state— was created only by a 'neutrality treaty', and therefore such a treaty was regarded as an effective means for a third state to guarantee its own security.

The writers of the mid-eighteenth century, such as Christian Wolff, Emer de Vattel, Cornelius van Bynkershoek and M. Hübner, argued that any state could be neutral without concluding 'neutrality treaties' with belligerents. This means that 'contractual neutrality', which was prevailing in the practice of state, was transformed into 'institutional neutrality' by these writers. According to them, the legal effect of such neutrality was that belligerents should not involve neutrals in a war. They argued that belligerents had no right to make war

*本稿は平成15・16年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

**東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程

upon neutrals, because neutrals were doing them no injury (*injuriam*), which alone gave them the just cause of war. Thus, the doctrine of neutrality was not incompatible with the doctrine of just war, but rather the former was theoretically grounded on the latter.

In conclusion, we can revise the prevailing opinion concerning the traditional neutrality. First, the unlimited right of states to resort to war was not the historical foundation of the doctrine of neutrality. The analysis of the legal literature of the mid-eighteenth century has revealed the contrary. Second, the conflict of commercial interests was not the main factor which shaped the traditional conception of neutrality. Rather, third states resorted to the conception of neutrality for the security reasons.

1. はじめに

現代の中立に関する様々な対立¹にも関わらず、第一次大戦以前の中立——伝統的中立——について、今日の学説の見解は基本的に一致している。すなわち、学説は伝統的中立に関する理解を共有しつつ、それが第一次大戦以降の戦争違法化や、局外国の非中立的な実行によって、如何なる影響を受けているのかという点において対立しているのである²。

1. 伝統的中立に関する通説的見解

それでは、学説は伝統的中立をどのように理解しているのか。通説的見解によれば、伝統的中立は以下のようなものであった。

(1) 戦争と中立の二者択一

まず、第一次大戦以前の国際法では、「国家は戦時において、中立の地位か、交戦国の地位のいずれかを選択することしか許されていなかった³」とされる。つまり、参戦を選ばない国家（局外国）はすべて自動的に中立国になった、というのである。そして、このようにして中立の地位に立つ国家は、中立義務という、平時には存在しない特別の義務を負った。中立義務は公平義務（避止義務及び防止義務）と黙認義務から構成される。公平義務とは、交戦国に軍事的援助・便宜を与えず交戦国を平等に扱う義務であり、黙認義務とは、中立国私人に対する交戦国の海上捕獲等を受忍する義務である。

(2) 伝統的中立の成立要因

伝統的中立を成立させた歴史的要因については、次のように説明される。

(a) 戦争の自由（いわゆる「無差別戦争観」）

伝統的中立の「中心的な内容⁴」を構成すると位置づけられる公平義務の理論的・観念的根拠として、多くの学説は、第一次大戦以前の国際法において戦争が自由とされ、全交戦国が平等と見なされていたこと（いわゆる「無差別戦争観」⁵）を挙げる。例えば、H. Lauterpacht は、「近代において絶対的中立の理論が定式化された背景にあった歴史的基礎は、国家が戦争に訴える絶対的権利だった⁶」と述べ、別の論文ではより具体的に、「…第一次大戦までは、戦争を行う権利は主権国家の無制限の特権的権利であり、それ故、中立国は戦争の合法性に判断を下しそれに従って自らの行動を形成する権利を行使できなかった⁷」と述べている。田畑茂二郎も、「中立」観念の登場が「いわゆる無差別戦争観の登場と表裏一体」をなしていたといい、「…戦争にさいして、第三国は、その正否の判定を下す立場に立ってはならず、したがって、いずれか一方に対して特別な援助を与えることは適当ではなく、双方に対して公平でなければならないとするのが、この考え方 [= 中立の観念] の趣旨であった⁸」と述べている。

(b) 戦時海上通商

戦時海上通商という経済的要因を重視して中立の歴史を説明する研究も存在する⁹。この種の研究によれば、中立制度——特に、中立国の海上通

商の原則的自由、そしてその例外としての交戦国の海上捕獲権とそれに対応する中立国の黙認義務——は、戦争の効果的遂行を要求する交戦国の利益と、戦時においても海上通商の自由を要求する中立国の利益とが衝突し、その後妥協した結果として、歴史的に形成されたものである。つまり、16世紀において交戦国は、交戦国私人が行う通商と中立国私人が行う通商とを区別せずに、対敵通商を全面的に禁止していた。しかし17～18世紀になると、多くの二国間条約において中立国の戦時海上通商が原則的に——戦時禁制品輸送と封鎖侵破を例外として——自由であることが承認されるに至って、「中立制度の実質的な核心¹⁰」が確立したというのである。

2. 本稿の視点——「契約的中立」と「制度的中立」

以上のような通説的見解は、「中立国＝局外国」という前提(1. (1))を受け入れるならば、妥当である。まず、たしかに18世紀以前には、戦争局外国が一方交戦国を援助するが多かった¹¹。局外国が交戦国に対して不援助・公平の態度をとる実行が一般化するの、19世紀のことである。それ故、「中立国＝局外国」だとすれば、「中立」の中心的な内容を構成するとされる公平義務は、18世紀以前には成立していなかったことになる¹²。そして、この認識と、正戦論が否定され「無差別戦争観」がとられるようになるのは19世紀のことであるという認識が結びつくと、公平義務と「無差別戦争観」は同時期に、表裏一体のものとして成立したと理解されることになる。次に、戦時海上通商についていえば、たしかに、18世紀以前の戦争局外国にとって最大の関心事は海上通商の問題であり、局外国の海上通商に関する法原則・規則が蓄積していた。それ故、「中立国＝局外国」だとすれば、「中立」制度の本質ないし核心は海上通商の問題だったと理解されることになる。

しかし、一部の研究(Grewe¹³、Oeter¹⁴、Miele¹⁵など¹⁶)によれば、「中立国＝局外国」という前提は、少なくとも18世紀以前の国家慣行については正しくない。これらの研究は、16～18

世紀の国家慣行において「中立条約(Neutralitätsvertrag)」という条約が締結されていたという事実——通説はこの事実を考慮に入れていない——に注目し、当時の国家慣行において「中立」とは、「中立条約」を締結することによってはじめて、個別的・契約的に成立するものだったという(「契約的中立(vertragliche Neutralität)」)¹⁷。すなわち、「中立国」とは「中立条約」を締結することによって「中立」の地位に立つ一部の局外国を意味していたのであり、それ以外の局外国は「中立国」でなかったというのである。これらの研究によれば、「契約的中立」は18世紀中期の学説によって「制度的中立(institutionelle Neutralität)」に転換され、18世紀末～19世紀の国家慣行にも受容されたという。(なお、「中立条約」とは、戦争局外国の海上通商自由を規定する二国間条約(「中立」の起源として通説が挙げる諸条約(1. (2) (b)))とは別の条約である。海上通商に関する条約は、16～18世紀当時の用語法において「中立条約」と呼ばれておらず、そのような条約において戦時海上通商の自由を認められる局外国は「中立国」と呼ばれていなかった¹⁸。)

18世紀以前の国家慣行について「中立国＝局外国」という前提が成り立たないとすれば、通説的見解には疑問が生じる。まず、18世紀において交戦国に援助を与えていた局外国は、「中立条約」を締結せず、「中立国」ではない局外国だったのではないか。逆に、「中立条約」を締結した一部の局外国(＝「中立国」)は、交戦国に対して不援助・公平の態度をとっていたのではないか。そうだとすれば、公平を基本原則とする「中立」の観念は、いわゆる「無差別戦争観」とは無関係に、18世紀以前にも存在していたのではないか。次に、戦時海上通商に関する条約と「中立条約」とが異なるものなのだとすれば、「中立」とは海上通商以外の何らかの要因によって成立したのではないか。つまり、「中立」観念の起源を正しく理解するためには、「中立条約」の分析こそが重要なのではないだろうか¹⁹。

3. 本稿の目的

以上のような問題意識から本稿は、「中立条約」に注目する先行研究の枠組みに依拠しつつ、16～18世紀の「中立」——16世紀以降の「中立条約」に基づく「契約的中立」と、それが18世紀中期の学説によって「制度的中立」に転換する過程——を再検討する。再検討が必要なのは、この種の先行研究にも次のような問題点があるからである。

第1に、先行研究は、「中立条約」概念について見解が一致していない（詳しくはII.2. (4)）。このような不一致の原因は、如何なる条約を「中立条約」と捉えるのか、その基準を先行研究が明確にしていなかったためであると考えられる。そこで本稿は、16～18世紀当時の用語法において「中立条約」と呼ばれていた条約を選び出し、その内容を明らかにする。こうすることによって、現在我々の頭の中にある概念を過去に投影することなく、16～18世紀当時における「中立条約」概念、ひいては「中立」概念の真の意味が明らかになるであろう。

第2に、先行研究は、「契約的中立」が何故「制度化」され得たのか、明らかにできていない。もちろん、先行研究は「中立条約」（「契約的中立」）概念について見解が一致していないので、それを「制度化」した「制度的中立」の内容についても見解が一致しないのは当然である。しかし、「中立条約」概念について本稿と同じ結論を採用するMieleも（II.2. (4) 参照）、「契約的中立」が何故「制度化」され得たのか、明らかにできていないのである。（つまり、結論を先取りして言えば、「中立条約」とは、交戦国が局外国を戦争に巻き込まないことを個別的・契約的に約束する条約であるが、そのような個別の条約がない場合にも局外国を戦争に巻き込まないこと（「制度的中立」）は、何を根拠に基礎付けられたのか、Mieleは何も述べていないのである²⁰。）

そこで本稿が明らかにすべきことは、第1に、「中立条約」とは何だったのか、そして「中立条約」に基づく「契約的中立」とは何だったのかということ（→II）、第2に、IIで明らかにした意

味での「契約的中立」が「制度的中立」に転換するとは何を意味したのか、そしてかかる「制度化」は如何にして可能だったのかということ（→III）である。なお、本稿の検討対象は16～18世紀に限定し、19世紀から20世紀初頭の「中立」については今後の研究課題としておきたい。

II. 「契約的中立」——「中立条約」

1. 「中立条約」の例

本稿で分析対象にする「中立条約」は、当該条約文自体もしくは同時代の他の条約によって「中立条約（*pacta neutralitatis*; *traité de neutralité*）」と呼ばれていた条約、または、18世紀前半に条約集²¹を編纂したDumontによって「中立条約」というタイトルを付けられていた条約、とする。このようにする理由は、I.3で述べたように、現代の概念を過去に投影することなく、16～18世紀当時の用語法に則して「中立条約」及び「中立」の概念の内容を明らかにするためである。

以下では、本稿で分析対象にする「中立条約」を年代順に列挙する。また、それぞれの「中立条約」の適用対象となっていた戦争も列挙し、脚注にそれぞれの戦争の概略を記しておく²²。なお、以下で列挙する「中立条約」には通し番号を年代順に付け（①～⑭）、後で引用する際には、条約名と同時に該当する番号も示すことにする。

イタリア戦争（1494-1559年）²³：1522年7月8日ブルゴーニュ公国・フランス中立条約（①）²⁴

ユグノー戦争（1562-98年）²⁵：1595年9月22日ブルゴーニュ公国に関するフランス・スペイン・スイス条約（②）²⁶、1596年6月19日フランスがロレーヌ公国に与えた中立状（③）²⁷

三十年戦争（1618-48年）²⁸：1632年1月29日スウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約（④）²⁹、1632年4月12日トリーア選帝侯・スウェーデン条約（⑤）³⁰、1646年5月11日フランス・トスカナ大公国中立条約（⑥）³¹、1647年5月9日マインツ選帝侯・フランス中立条約（⑦）³²、1647年6月4日スウェーデン・クールラント公国中立

条約 (⑧)³³、1658年7月9日フランス・マントヴァ公国中立条約 (⑨)³⁴

オランダ戦争 (1672-78年)³⁵：1675年9月11-21日デンマーク・ブランデンブルク・ミュンスター・ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク＝ハノーファー公国中立条約 (⑩)³⁶、1675年10月18日フランス・ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク公国中立条約 (⑪)³⁷

アウクスブルク同盟戦争 (1688-97年)³⁸：1689年5月7日フランス・スイス中立条約 (⑫)³⁹

ポーランド継承戦争 (1733-38年)⁴⁰：1733年11月24日フランス・オランダ中立条約 (⑬)⁴¹

七年戦争 (1756-63年)⁴²：1756年5月1日オーストリア＝ハンガリー・フランス中立条約 (⑭)⁴³

2. 「中立条約」の内容

(1) 交戦国の負担と局外国の負担の対応関係

以上に列挙した「中立条約」は、戦争開始直前または開始後に、交戦国と局外国が締結したものである。これらの条約においては、局外国が一定の負担を負うことと引き換えに、交戦国が一定の負担を負うことが規定されている。交戦国の負担と局外国の負担のかかる対応関係をもっとも端的に示しているのは、1632年スウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約 (④) である。同条約は、「スウェーデン王は、中立を獲得するというバイエルン公及びカトリック連盟の希望を考慮して、...以下の条件で中立を認める (accordera la Neutralité aux conditions suivants)」と規定し (前文)、「以下の条件」として、バイエルン公及びカトリック連盟が「中立を神聖かつ誠実に遵守する (observeront)」ことを挙げている (第7条)⁴⁴。すなわち、本「中立条約」において、局外国 (バイエルン公及びカトリック連盟) の負う負担は「中立」を「遵守する」ことであり、交戦国 (スウェーデン) は局外国がこの負担を負うことを「条件」として、当該局外国の「中立」を「認める」という負担を負ったのである。

それでは、局外国が「中立」を「遵守する」とは何を意味し、交戦国が局外国に「中立」を「認める」とは何を意味するのか、換言すれば、「中

立条約」における局外国の負担と交戦国の負担は、それぞれどのようなものだったのか。以下では、それぞれについて「中立条約」の規定を分析する。

(2) 局外国が「中立」を「遵守する」——局外国の負担

局外国が「中立」を「遵守する」という語の意味を直接定義した条約規定は見当たらない。しかし、その使用法を見ることによって、この語の意味を明らかにすることができる。

まず、一方締約国 (局外国) が他方締約国 (交戦国) の敵を援助せず、「逆に」 「中立を遵守する」と規定する「中立条約」がある。例えば、1632年トリーア選帝侯・スウェーデン条約 (⑤) 第6条は、トリーア選帝侯 (局外国) がトリーア領内でスウェーデン (交戦国) の敵国に兵士の徴募・編成等を認めず、「逆に (sed)、如何なる場所においても神聖かつ誠実な中立を遵守する⁴⁵」と規定している。同年のスウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約 (④) 第7条も、スウェーデン (交戦国) の敵国に対して、ドイツのカトリック諸国 (局外国) は領内で兵士の徴募・編成を許容したり軍需品を供与したりせず、「逆に (au contraire)、中立を神聖かつ誠実に遵守するものとする⁴⁶」と規定している。さらに、1756年オーストリア＝ハンガリー・フランス中立条約 (⑭) も、オーストリア＝ハンガリー (局外国) が、アメリカをめぐるフランスとイギリスの戦争 (七年戦争) に「直接にも間接にも関与しないだけでなく」、「逆に (au contraire)、完全かつ厳格な中立を遵守する」ことを約束すると規定している⁴⁷。

また、一方締約国 (局外国) が「中立に従い」他方締約国 (交戦国) の敵を援助しない、と規定する「中立条約」もある。例えば、1675年フランス・ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク公国中立条約 (⑪) 第2条は、「この中立に従い (Conformement à cette Neutralité)、[同公国] は、[フランス] 王及びその同盟国の敵を、如何なる場所においても、直接にも間接にも援助しないものとする⁴⁸」と規定している。

このように、「中立条約」において、局外国が戦争に関与し敵に援助を与えることは「中立」を

「遵守する」ことと「逆」のことであり、戦争に関与せず敵に援助を与えないことが「中立に従うもの」と位置づけられていた。すなわち、局外国たる一方締約国が「中立」を「遵守する」とは、戦争に関与せず、他方締約国（交戦国）の敵に援助を与えないことを意味していたのである。

(3) 交戦国が局外国に「中立」を「認める」 — 交戦国の負担

次に、「中立条約」における交戦国側の負担、つまり交戦国が局外国に「中立」を「認める」とはどういう意味だったのか。（なお、「中立」を「認める」ということと同じ内容を表現するために、交戦国が局外国に「中立」を「accorder」（認める）、「indulgerer」（認める）、「octroyer」（与える）、局外国の「中立」を「colerer」（尊重する）、「observare」「observer」（遵守する）等、様々な単語が用いられた。）

交戦国が局外国に「中立」を「認める」と規定する「中立条約」の中身を検討すると、交戦国の具体的な負担は、当該局外国を攻撃せず戦争に巻き込まないことであった。例えば、1596年に「神聖なるフランス王の恩恵により」、フランス（交戦国）がロレーヌ公国（局外国）に「認めた（avons accordé）」中立状（③）では、同中立状の対象となるロレーヌ公の領地が、「如何なる侵略及び敵対行為も完全に免れる」と規定している⁴⁹。1646年フランス・トスカーナ大公国中立条約（⑥）では、フランス（交戦国）・トスカーナ大公国（局外国）間で「認められた（accordé）中立に従い」、フランスがシエナを攻撃する際、「その [=フランスの] 軍隊が殿下 [=トスカーナ大公] の領国にも財産にも如何なる損害も与えない」ことを約束すると規定している⁵⁰。1733年フランス・オランダ中立条約（⑬）は、「オーストリア領ネーデルラント」が「ポーランド問題に関して生じている戦争に巻き込まれないものとする」と規定し、フランス（交戦国）は「オーストリア領ネーデルラントを攻撃しない」ことを宣言すると規定している⁵¹（条約文自身が述べているように、「オーストリア領ネーデルラント」は「現在、[神聖ローマ帝国] 皇帝陛下が所有」して

おり、オランダの領土ではなかったが、同地方は1715年の条約によって「[オランダ] 共和国にとって防壁としての役割を果たす⁵²」ことになっていたから、同地方が「戦争に巻き込まれない」ことは、オランダの領土が戦争に巻き込まれないことと同様の意味をもっていた）。1756年オーストリア＝ハンガリー・フランス中立条約（⑭）は、オーストリア＝ハンガリー（局外国）が戦争に介入せず「中立を遵守する⁵³」約束に対応して、「相互的に（reciproquement）」、フランス（交戦国）が「[オーストリア] 女王陛下の統治下にあるネーデルラント地方、またはその他の王国、領国及び地方を...攻撃し侵略しないことを...宣言し約束する⁵⁴」と規定している。

「中立」を「認める」（「尊重する」・「遵守する」）ということの意味は、1632年トリーア選帝侯・スウェーデン条約（⑤）を見ると、より一層明確になる。同条約は、第1条～第7条においてトリーア選帝侯（局外国）側の負担——「中立」を「遵守する」こと等——を規定したあと、第8条において、「神聖なる国王陛下 [=スウェーデン王] もまた、我々 [=トリーア選帝侯]、我々の大司教領・司教領、及び我々の世襲領を敵対的に攻撃したり、我々に如何なる種類のものであれ軍事的負担を及ぼしたりせず、逆に（sed）、...中立を尊重し遵守するものとする（colet & observabit Neutralitatem）⁵⁵」と規定している。すなわち、この規定において、交戦国（スウェーデン）が局外国（トリーア選帝侯）を「敵対的に攻撃する」ことと、交戦国が局外国の「中立を尊重し遵守する」こととは、「逆」のこと、つまり対立するものと位置づけられている。裏返して言えば、局外国を攻撃しないことこそが、局外国の「中立」を「尊重し遵守する」ということの意味だったのである。

「中立条約」における交戦国の負担が「中立国」に対して攻撃や戦争を行わないことであるということは、同時代の学説によっても認められていた。例えば Wolff は、「中立条約を締結した交戦国は、[中立国] 及びその財産に対して敵対的暴力を行わない義務を負う」のであり、「交戦国は [中立国] に対して戦争権（jus belli）を有さない」と

述べている⁵⁶。また、「中立」は「中立条約」によってはじめて成立すると考える Textor（後述）も、「中立の義務は敵対行為を行わないこと⁵⁷」であり、この義務は「[中立国]と交戦国との間に相互的に妥当する⁵⁸」と述べ、「中立国」が「敵または同盟国であると見なされてはならない⁵⁹」と述べている。

このように、交戦国が局外国に「中立」を「認める」（その「中立」を「尊重」し「遵守する」とは、当該局外国に対して「攻撃」・「侵略」・「敵対行為」等を行わず、同国を「戦争に巻き込まない」ということを意味し、このことが「中立条約」における交戦国の負担だったのである。

(4) 小括——「中立条約」概念

以上から明らかになったように、「中立条約」とは、一方締約国（局外国）が一定の負担——戦争に関与せず他方締約国（交戦国）の敵を援助しないこと、つまり「中立」を「遵守する」こと——を負うことを「条件」として、「相互的に」、他方締約国（交戦国）が当該局外国の「中立」を「認め」「尊重する」こと——当該局外国に対して攻撃・侵略・敵対行為等を行わず、同国を戦争に巻き込まないこと——を約束するものであった。（なお、念のため、条約非当事国との関係について確認しておく。A国・B国間の戦争において、局外国CとAが「中立条約」を締結した場合、Aは、Cが戦争に関与せずBに援助を与えないことを条件として、Cを戦争に巻き込まない義務を負う。しかし、「中立条約」の非当事国であるBは、Cに対してそのような義務を負わない⁶⁰。つまりこの場合、「中立」の法的関係はA・C間においてのみ成立する。CがA・B双方と「中立条約」を締結した場合には、双方交戦国との間に「中立」の法的関係が成立する。）

ところで、I.2でも指摘しておいたように、「中立条約」に注目する先行研究は、「中立条約」概念の内容について見解が一致していない。例えば Grewe は、「中立条約」の例として、オランダ戦争（1672-78年）⁶¹を終結させた1678年フランス・オランダ講和条約（ナイメーヘン条約）⁶²第13条を挙げている⁶³。同条においてオランダは、フラ

ンスが参加する将来の戦争において「厳格な中立にとどまること」、つまり「フランス及びその同盟国の敵を直接にも間接にも援助しない」ことを約束している。しかし、この約束と引き換えに、フランスが交戦国として局外国オランダの「中立」を「認める」あるいは「尊重する」旨の規定は本条約には存在しない。つまり、(1)～(3)において分析対象とした「中立条約」には見られる、局外国の負担——「中立」を「遵守する」こと——と交戦国の負担——「中立」を「認め」「尊重する」こと——との対応関係ないし相互性が、存在しないのである。その意味で、本条約における「中立の約束は片務的で、強い国から弱い国に強要された」ものであり、「そのような条約の動機は、ほとんどの場合何よりもまず、横暴な権力政治の観点だった」という Grewe の指摘⁶⁴それ自体は正しい。つまり、「ルイ14世の権力政治の外交的頂点であった⁶⁵」と評価されるナイメーヘンの講和交渉において、フランスはその優越的な外交的立場を利用してオランダからこの片務的な「中立」の約束を獲得したものと考えられるのである。

しかし、ナイメーヘン条約のような条約は、16～18世紀当時の条約規定、条約編纂者、学者によって「中立条約」と呼ばれていなかった。本稿で行った作業は、分析対象にする「中立条約」を16～18世紀当時の用語法に即して選び出し、その本質を明らかにすることであった。その分析結果は、当時「中立条約」と呼ばれていた条約において、交戦国は局外国に対して「中立」を「認め」「尊重する」義務——局外国を戦争に巻き込まない義務——を負っていたということである。これに対してナイメーヘン条約のような条約では、交戦国はそのような義務を負わず、局外国のみが片務的に「中立にとどまる」義務を負っていた。その意味で、本稿でいう「中立条約」と、ナイメーヘン条約のような条約とは、本質的に性格の異なるものだったのである⁶⁶。

3. 「中立条約」の位置づけ

ところで、以上のような内容を有する「中立条約」は何故必要とされたのだろうか、つまり、16～18世紀の国家慣行における「中立条約」の

位置づけはどのようなものだったのだろうか。

(1) 「中立」の創設的要件

2で述べたように、「中立条約」においては、交戦国が局外国に「中立」を「認める」(accorder; indulgerer)、または「付与する」(octroyer)などと規定されていた。また、1647年スウェーデン・クールラント公国中立条約(⑧)では、スウェーデン(交戦国)がクールラント公国(局外国)に「中立を認める」ことが、「我々[=スウェーデン]の王の恩恵による⁶⁷」ものであるとまで述べられている。

このような規定ぶりから分かることは、「中立」が「中立条約」によってはじめて「付与」され「認め」られるものであり、「中立条約」が「中立」の創設的要件だったということである。すなわち、16～18世紀において「中立」とは、局外国が一方的に選択できた訳ではないし、ましてや戦争の発生により自動的に成立する法的地位ではなかったということである。このことは「中立条約」に注目する先行研究によって既に指摘されていた。例えばOeterはこの時期の「中立」について、「中立は、関連諸国の裁量によって認められる、まったく特別な地位と理解されていた。第三国には中立の地位の尊重を求める如何なる権利もなかったのである⁶⁸」と述べ、Mieleも、「契約的中立は当事国の意思に由来するものであり、...紛争の局外にとどまる国際法主体に『必然的な』法的地位とは決して考えられなかった⁶⁹」と述べている。

このことは、同時代の学説によっても認められる場合があった。例えば、Textorの1680年の著作によれば、「中立の地位は、...合意(pacto)によって成立する⁷⁰」のであり、「第三国に対して中立を与えることについて、...交戦国が同意することが必要である」。そして、「かかる同意を与えていない交戦国は、中立を承認する義務を負わない⁷¹」のである⁷²。

ところで、2で明らかにしたように、交戦国が局外国に「中立」を「認める」ということの意味は、交戦国が局外国を攻撃せず戦争に巻き込まないことであった。このことと、「中立条約」は「中立」の創設的要件だったということとを考

合わせると、交戦国は「中立条約」を締結していない局外国を攻撃し戦争に巻き込むことができたということになる。実際、当時の国家慣行はそうであった⁷³。例えば、三十年戦争において、「中立条約」を締結していない局外国は、交戦国に「中立」の尊重を要求しても認められず、交戦国の上陸・侵入・攻撃等を受けた⁷⁴。七年戦争においても、オランダ—オランダは、ポーランド継承戦争においてフランスと「中立条約」(⑬)を締結していたが、本戦争ではそのような条約をどの交戦国とも締結していなかった⁷⁵—がフランス軍による侵入を受けた^{76・77}。

当時の学説も、このような現実を認識していた。例えばTextorは、「中立条約」を締結していない交戦国は局外国の「中立を承認する義務を負わない」と述べ、そのような局外国に対して戦争遂行上必要なことを行えると述べている⁷⁸。Wolffも、規範的に正当化する訳ではないが、現実認識としては、「中立条約」を締結していない場合に交戦国の近隣国が攻撃を受けることが多いという事実を認めていたのである⁷⁹。

(2) 「中立条約」の政治的・軍事的背景

国家間で「中立条約」を締結する慣行が現れたのは、16世紀のことである。この時期は、フランス王家とハプスブルク家(オーストリア、スペイン)が、主にイタリア半島をめぐる激しく対立し始めた時期と、ちょうど重なる。このような対立を受けて、両家に地理的に挟まれた中央ヨーロッパ諸国や、北部・中部イタリア諸国の安全保障が問題になり、交戦国(フランス、スペイン、オーストリア)と「中立条約」を締結するという方策がとられたのである⁸⁰。三十年戦争—この戦争は、ヨーロッパ国際関係の観点から見ればフランス王家とハプスブルク家の対立の継続の一局面と考えられ、北ヨーロッパ史の枠内で見ればバルト海の制海権獲得をめぐるスウェーデン、デンマーク、ポーランド、皇帝等の対立の一局面と考えられる⁸¹—においても、ドイツ諸国やイタリア諸国が、交戦国(フランスやスウェーデン)と「中立条約」を締結して安全保障を図った。ウェストファリア条約以降、国際関係はフランスの優

位のもとで新しい局面を迎え、フランスが戦争を繰り返したが、この時期にも自国の安全を望む局外国は交戦国フランスと「中立条約」を締結していたのである。

このように、「中立条約」は、交戦国たる大国（フランス、スウェーデン、スペイン、オーストリア等）に近接する小国の安全保障の手段だった⁸²のであり、小国の希望に基づき締結されたものであった⁸³。このことは、例えば1632年スウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約（④）が「中立を獲得するというバイエルン公及びカトリック連盟の希望を考慮して⁸⁴」（前文）締結されたことや、1596年の中立状（③）においてフランスがロレーヌ公に対して、「我々 [=フランス] は、彼 [=ロレーヌ公] のために（en sa faveur）前述の中立を認め⁸⁵」と述べていたことから分かる。

ただし、「中立条約」は局外国の利益になるだけでなく、交戦国の利益にもなったからこそ締結されていた。すなわち、交戦国の観点から見れば、局外国に「中立」を「認める」という代償を払ってでも——つまり当該局外国を攻撃せず、戦争に巻きこまない約束を与えてでも——、当該局外国を戦争に関与させないことは利益になることがあった。交戦国はそうすることによって、敵の数がむやみに増えないようにし、限りある軍事力を本来の敵に集中させることができたからである⁸⁶。そして交戦国は、「中立条約」を締結することにこのような利益を見出さないと、「中立条約」を締結せず、局外国の「中立」を尊重しなかったのである（(1) 参照）。

III. 「制度的中立」——18世紀中期の学説による「中立」の「制度化」

II.3において明らかにしたように、16～18世紀の国家慣行において、局外国が戦争に巻き込まれるのは常態であり、局外国は、交戦国と「中立条約」を締結できた時に限って、そして「中立条約」を締結した交戦国との関係においてのみ、戦争に巻き込まれない法的地位——「中立」——を享受

することができた。このような状況では、「中立」はそれを認められる局外国にとって利益になるものだった。18世紀中期の学説は、このような現実を踏まえつつ、局外国の利益を促進する理論を提示した。以下で明らかにするように、18世紀中期の学説による「中立」の「制度化」とは、IIで明らかにした意味での「中立条約」の法的効果——「中立国」が交戦国によって戦争に巻き込まれないこと——を、「中立条約」を必要とせず認めることであった。

1. 「中立条約」の必要性の克服

(1) 当時の問題状況

局外国が交戦国によって戦争に巻き込まれないという法的効果について、理論上は、①合意（「中立条約」）によってはじめて発生するという立場（国家慣行の受容）と、②正戦論の帰結に過ぎず「中立条約」や「中立」といった特別の観念は必要がないという立場の2つがあり得た。①については既に述べた——Textorは国家慣行を受容し、「中立」は「中立条約」という「合意」によってはじめて成立すると論じていた（II.3. (1) 参照）——ので、ここでは②について説明する。

正戦論によれば、国家が戦争を行うためには戦争の正当事由（*justa causa belli*; *la juste cause de la guerre*）が必要である。そして、戦争の唯一の正当事由は、自国に対して行われた「不正（*injuria*; *injure*）」である。「戦争の正当事由は我々に対してなされた不正であり、それ以外ではない⁸⁷」（Grotius）のである⁸⁸。そうであれば、国家は「不正」を行った国に対して戦争を行えるが、それ以外の国（局外国）に対しては戦争を行えないことになる。つまり、局外国が戦争に巻き込まれないことは正戦論によって保障されているのであって、局外国が一定の条件（不援助・公平）を守ることによって戦争に巻き込まれないようにするという観念——「中立」——を論じる必要はないと考えられることになる⁸⁹。実際Grotiusは、「戦争において局外にとどまる者（国）について論ずることは不必要であるようにも思われる。そのような者に対して戦争権（*jus bellicum*）が存

在しないことは明白だからである⁹⁰」と述べている。17世紀以前の学説に「中立」という観念が（少なくとも明確な形では）見られない⁹¹のは、当時の学説が以上のような考え方を採用していたためと考えられる。

このような議論状況の中、18世紀中期の学説は、①でも②でもない立場をとった。すなわち、「中立」はすべての国家が「中立条約」を要せず自由に選択できると論じて①の立場を否定する一方、交戦国によって戦争に巻き込まれない法的地位——「中立」——を享受するためには平時にはない特別の条件——不援助・公平——が必要であるとして、②の立場も否定したのである。

(2) 「中立条約」の必要性の否定

18世紀中期の学者も、「中立」を望む国家が交戦国と「中立条約」を締結するという当時の国家慣行を念頭に置いていた。例えば、Wolffは「中立条約が締結されるのが通常である⁹²」と述べ、Vattelも「戦争を行っている国や、戦争を準備している国は、しばしば、疑わしい国に対して中立条約を提案する⁹³」と述べている。

これらの学者はさらに、「中立条約」を締結することが局外国にとって有益であることを認める。例えばWolffによれば、「もし交戦国がこの法 [= 自然法] に従うならば、中立条約はまったく必要ないであろう⁹⁴」。Wolffの考えでは、交戦国は自然法上、敵に援助を与えていない国——「中立国」——に対して戦争に訴えることができないからである（後述）。しかし、「交戦国は自然的義務にも関わらず、隣国に侵害を与える多くのことを行う」ものなので、「中立条約を締結することは無駄ではない⁹⁵」。なぜなら、条約違反の場合、「不名誉の感覚は自然的義務の場合よりも大きいからである⁹⁶」。Vattelも、「近隣諸国で戦火が勃発した時、平和を維持することを望む国家は、2当事国と[中立]条約を締結することによって、それ [= 平和維持という目的] をもっともよく達成できる⁹⁷」と述べている。

それにも関わらず、18世紀中期の学者は、局外国が「中立条約」を締結していなくとも「中立」の地位に立つことができると主張する。例えば

Wolffは、「如何なる国家も、戦争において有益になり得る物資、つまり通常は同盟国によって提供されるような物資...をいずれの交戦国にも提供しない限り、条約を締結しなくても[中立国]になることができる⁹⁸」と述べている。Hübnerは、「中立条約」は「過度の慎重や心配から生まれる」ものであり、「普遍的国際法上はあまり重要ではない」という⁹⁹。BynkershoekやVattelも、「中立国」の定義に「中立条約」の締結を要件として含めていない¹⁰⁰。

それでは、「中立条約」に基づかずに成立した「中立」の法的効果は如何なるものか。18世紀中期の学説によれば、その法的効果は「中立条約」に基づいて成立した「中立」と同一である。このことをもっとも明確にするのがWolffであり、次のように述べている。「中立条約を締結するとき交戦国は、既に自然上負っている義務を、条約の形式によって負う¹⁰¹」にすぎない。つまり、「中立条約」を結ぶということは、そもそも自然法上負っている義務を、条約という形式によってさらに重ねて負うことなのであり、「中立条約」に基づく「中立」も、それに基づかない「中立」も、法的効果としては同じだということになる。したがって、交戦国は「中立国」に対して「如何なる敵対的暴力も差し控えなければなら」ず、「交戦国は[中立国]に対して戦争権(jus belli)を有さない」のである¹⁰²。また、Vattelによれば、「中立」の法的効果は、交戦国によって「法律上(en droit) ...敵と見なされ¹⁰³」ないことであり、交戦国が「[中立国]に対して戦争を行う正当な理由(juste sujet)をもたない¹⁰⁴」ということである。

(3) 条件の必要性

しかし、18世紀中期の学説によれば、「中立」の法的効果——法律上、交戦国によって敵と見なされず、戦争に巻き込まれないこと——は無条件で享受できるのではなく、戦時に固有の条件が必要である。例えばVattelは、「この [= 中立の] 問題をよく理解するためには、如何なる約束にも拘束されていない国家に許容されることと、国家が戦争において完全に中立国として扱われるよう

主張する場合にできることを、混同しないようにしなければならない。中立国は、その〔＝中立の〕状態の利益を確実に享受することを望むのであれば、すべての事柄について戦争を行う国に対する厳格な公平を示さなければならない¹⁰⁵と述べ、「中立」の条件が交戦国に対する「厳格な公平」であるという。Wolffも、国家は「戦争において有益になり得る物資、つまり通常は同盟国によって提供されるような物資...をいずれの交戦国にも提供しない限り¹⁰⁶」「中立国」になることができると述べており、交戦国に対する不援助を「中立」の条件と考えている。Bynkershoekも、「もし私が〔中立国〕ならば、一方〔交戦国〕に援助を与え、他方〔交戦国〕を害することはできない¹⁰⁷」と述べ、「中立」の条件が交戦国に対する不援助であるとしている。

このように、18世紀中期の学説によれば、「中立」の条件は交戦国に対して援助を与えず公平な態度をとること（不援助及び公平）である。そして、局外国がこのような条件を守るのは、Vattelがいう通り、「中立国として扱われる」ためであり、「〔中立の〕状態の利益を...享受する」ためである。「〔中立の〕状態の利益」とは、具体的には、(2)で明らかにした意味での「中立」の法的効果——法律上、交戦国によって敵と見なされず、戦争に巻き込まれないこと——を享受することである。

それでは、18世紀中期の学説において、「中立」の条件、より正確に言えば「中立」の法的効果を享受するための条件が、不援助・公平という形で定式化されたのは何故だろうか。

その1つの理由は、18世紀中期の学者が、国家慣行上「中立条約」において典型化していた「中立」の条件を参照したことである。すなわち、II.2で明らかにしたように、「中立条約」において、交戦国が局外国の「中立」を「認める」条件は、局外国が「中立」を「遵守する」ことであった。「中立」を「遵守する」ということの内容は細部においては条約ごとに微妙に異なっていたものの、戦争に関与せず交戦国に援助を与えないことである、という原則面ではどの「中立条約」も一致していた。18世紀中期の学者は、

これを参照したのである。例えばWolffは、「中立条約においては、〔中立〕にとどまることを望む国家が、いずれの交戦国にも援助を与えないこと...が合意されているだけである」ということを根拠に、「〔中立国〕が各交戦国に対して為すべきこと」の範囲を画定している¹⁰⁸。Vattelも、「中立条約」が締結されていない場合に、「中立が許容することと許容しないこと」について対立が生じると指摘し、この対立を解決する基準として、自然法が提供する「不変の原則」と並んで、「文明諸国間の慣習上承認されたこと」、つまり「中立条約」の集積によって典型化した「中立」の条件を挙げている¹⁰⁹。

しかし学説は、「中立」の条件を不援助・公平という形で定式化する際、それが「中立条約」において典型化していたということだけではなく、実質的な説明もしていた。例えばBynkershoekは、「我々は、我々の友を2つの異なった観点から、つまり、我々の友としてだけでなく、我々の友の敵としても見なければならない。彼らを友と見れば、我々は彼らを、助言、軍隊、武器、その他戦争において必要なあらゆるものによって援助することが適切だろう。しかし、彼らが我々の友の敵である以上、我々はそうするべきではない。なぜなら、そうすることによって我々は一方戦争当事者を優遇することになるからである」と述べている。一方戦争当事者を優遇すべきではないのは何故か。Bynkershoekによればそれは、「如何なる種類のものであれ、一方に援助を与えて他方に対抗すれば、我々は戦争に介入したことになり¹¹⁰」、「我々は、我々の友に対して、いわば戦争を行っているものと見なされてしまうだろう¹¹¹」からである。そして、そうならないためには、「一方戦争当事者を優遇して他方当事者との友好関係を黙示的に放棄するよりも、双方との友好関係を維持する方がよいのである¹¹²」。

(4) 小括——「制度的中立」の理論的基礎

以上のように、18世紀中期の学説によれば、局外国は交戦国に対する不援助・公平を条件として「中立」の地位に立つことができ、その「中立」の法的効果は、法律上、交戦国によって敵と見な

されず、戦争に巻き込まれないことであった。IIで明らかにしたように、16世紀以来の国家慣行においてそのような法的効果は、「中立条約」という合意によってはじめて創設されていた。18世紀中期の学説は、そのような個別合意の必要性を否定することによって、「中立」を一般化・制度化したのである。

しかし、そもそも、交戦国が合意していない——「中立条約」を締結していない——場合にも「中立国」に対して戦争を行えないのは何故か。18世紀中期の学説は、この問題を正戦論によって解決する。例えば Wolff は、「交戦国は〔中立国〕に対して戦争権 (jus belli) を有さない。なぜなら、不正のみが戦争への権利 (jus ad bellum) を発生させるのに、〔中立国〕は交戦国に対して如何なる不正 (injuriā) も行ってないからである¹¹³」と述べている。Vattel は、開戦前に締結された同盟条約に基づいて交戦国に限定的援助を与える国——彼はこのような国も「中立国」と捉える¹¹⁴——について述べ、「彼らは〔同盟条約〕を履行することによって、私に対して如何なる不正 (injure) も行っていない。したがって、私は彼らに対して戦争を行う正当な理由をもたないのである¹¹⁵」と述べている。すなわち、これらの学説によれば、「中立」の条件を満たす局外国、つまり全交戦国に対して不援助・公平の態度をとる局外国は、いずれの交戦国に対しても「不正」を行っていない。そして、戦争の正当事由は自国に対して行われた「不正」のみである (1. (1) 参照) から、交戦国は、このような局外国 (「中立国」) に対して戦争を行うことができないのである。

それでは逆に、局外国が一方交戦国に援助を与えとどうなるのか。この点について、例えば Vattel は、交戦国に対する援助は「中立に反する¹¹⁶」行為であり、他方交戦国はそのような援助を「敵対行為¹¹⁷」と見なし、援助を与える国を「敵と見なす権利を有する¹¹⁸」という。Vattel によれば「敵と見なす」とは「戦争を行う¹¹⁹」ということであるから、「敵と見なす権利を有する」とは、戦争に訴える権利を有するということの意味する。また、Wolff によれば、「私の敵に軍隊

または援助金を送ることによって、あるいは如何なる方法であれ戦争において彼を援助することによって、私の敵と同盟関係に入る者は、私の敵¹²⁰」であり、そのような者 (国) に対しては、「武力を伴って彼の領土に入り、そこで敵対行為を行い、彼に戦争を行うことが許容される¹²¹」¹²²。

しかし、交戦国に援助を与える国が敵と見なされるという言明は、不正戦争への援助のみを想定したものでなからうか。すなわち、18世紀中期の学説によれば、①正当戦争への援助は許容され¹²³、②不正戦争への援助は「不正」であり¹²⁴、③国家が戦争を行うためには戦争の正当事由、つまり自国に対する「不正」が必要である¹²⁵。そうだとすれば、交戦国への援助が「不正」つまり戦争の正当事由と見なされるのは、不正戦争への援助の場合に限られるはずである。実際 Wolff は、敵国に援助を与える国を敵と見なし同国に対して戦争に訴える権利は、「侵略者に対する防衛の権利に基づく」と述べ、「正当戦争を行う者に援助を与えることは許容されるが、不正戦争を行う者のために何かを行う者は、正当戦争を行う者に対して不正を行っていることになる。この点で、彼 [=不正戦争を援助する者] は侵略者と同一視される¹²⁶」と述べている。

そうだとすると、局外国が戦争の正当事由と見なされる行為を避け、戦争に巻き込まれないようにするためには、不正戦争を援助しなければ十分なのではないか。それにも関わらず18世紀中期の学説が、「中立」の法的効果——交戦国によって敵と見なされず戦争に巻き込まれないこと——を享受するための条件を、全交戦国に対する不援助・公平であるとする ((3) 参照) のは何故だろうか。学説は、この疑問に直接は答えていない。ただし学説は、国家は相互に独立・平等であるから、交戦国は戦争の正当性について自ら判断を下すことが許されると述べており¹²⁷、このような考え方の中に、上記の疑問を解く鍵があるように思われる。すなわち、A国・B国間の戦争において、Aが正当事由を有すると判断する局外国Cは、Aに援助を与えることが許される。しかし、戦争の正当性を各交戦国が判断するならば、Cの判断をBが受け入れるとは限らず、BはCのAに対する援助

を不正戦争への援助、つまり「不正」と見なす可能性がある。このような状況において、Cが戦争に巻き込まれないことを望むのであれば、A・Bのいずれにも援助を与えないのがもっとも安全である。全交戦国に対して不援助・公平の態度を維持する限り、交戦国に対する「不正」を行ったとみなされることはないということは、少なくとも確実だからである——18世紀中期の学説が論じた「中立」の観念は、以上のような考え方だったと理解することができる。（なお、各交戦国は戦争の正当性について自ら判断を下すことが許されるが、このことは、局外国がその点について独自の判断を行うことを排除しない。したがって、局外国は戦争の正当性に関する判断を自ら行い、その判断に基づいて正戦遂行国を援助することができる。このことは、当時の学説によって明確に述べられている¹²⁸。）

以上のような意味で、18世紀中期の学説が論じた「中立」の観念は、正戦論からのある程度の逸脱を前提にしている（戦争の正当性に関する判断は各国がそれぞれ行うという考え方がその背景にあるため）。しかし、このような「中立」の観念は、究極的には正戦論に基礎付けられていた。交戦国に対して不援助・公平の態度をとる「中立国」に対して交戦国が戦争を行えないと結論するためには、上述のように、戦争の正当事由は自国に対して行われた「不正」のみであるという原則に依拠する必要があったからである（正戦論からの逸脱を徹底して戦争の自由を認めてしまえば、交戦国は、局外国が敵国に対する不援助の立場を維持しているか否かに関らず、局外国をいつでも戦争に巻き込めるということになるはずである）。

2. 正戦援助義務の克服

「(制度的) 中立」の理論的基礎として正戦論を維持することが不可欠だとすれば、別の問題が出てくる。それは、正戦論のコロラリーとしての正戦援助義務と、「中立」の条件である不援助・公平との関係であった。

(1) 当時の問題状況

正戦論をとる18世紀までの学説において、正

戦援助義務は、議論の当然の出発点として共有されていた¹²⁹。例えばWolffは、「正戦を行う国に対して援軍や援助金を送り、如何なる方法であれ戦争においてその国を援助することは、許容される。否むしろ、そのようにすることは、もし可能ならば、自然上国家の国家に対する義務ですらある¹³⁰」と述べているし、VattelもWolffのこの一節とまったく同内容のことを述べ、これを「議論の余地のない原則」であるとしている¹³¹。

しかし、すべての局外国が正戦援助義務を負うとすれば、交戦国を援助しないという「中立」の条件を満たせる国家は存在し得ないことになってしまう。ただし、17世紀までの学説においても、正戦援助義務は必ずしも厳格に主張されていた訳ではない。例えばGrotiusは、『戦争と平和の法』第2巻第25章（「他人のための戦争」）において¹³²、他人（臣民、同盟者（国）、友人（友好国）など）を助けて戦争を行うことの許容性を論じた後¹³³、これらの他人が正戦を行う場合、それを援助する義務はあるかという問題を設定し、次のように答える。「危険が明らかな場合に彼がそのような義務を負わないことは、当然である。なぜなら、彼は自らの生命及び財産を、他人のそれよりも優先することができるからである¹³⁴。」つまり、Grotiusによれば、「危険が明らかな場合」、人（国家）は他人（他国）の戦争に関して正戦援助義務を負わず、戦争の局外にとどまることができるのである¹³⁵。

(2) 正戦援助義務の克服

18世紀中期の学説は、先行学説による正戦援助義務緩和の方向性を受け継ぎつつ、それをさらに徹底した。しかも、不援助を「中立」の問題として論じるようになった。

例えばWolffは、「中立は自然上許容されるか否か」という問題設定をし、これが許容される場合として、次の2つを挙げる¹³⁶。第1は、「中立」ととどまることが国家の利益になる場合である。まず、「不正戦争を行う者に援助を与えることが違法なのは明らか」である。しかし、逆に正戦を行う他国に対して援助を与える義務を負うということにはならない。なぜなら、「国民のすべての

権利は国家の目的によって決定されるべきである」から、戦争に参加するよりも参加しない方が「国家の利益になる場合 (si e re civitatis)」には、当該国家は、「正当な戦争を行う者に対してさえ」、「自然上、援助を与える義務を負わない」。すなわち、「自然上、国家が戦争において [中立] にとどまることは確実に許される」のである。第2は、戦争の正・不正が疑わしい場合である。すなわち、交戦国のいずれに正当性があるのかが明らかでない場合に国家が援助を行うと、その援助を与える国家が明白な判断力をもっていない場合には、「誤りを犯す」ことになってしまう。なぜなら、このような場合にどちらかに援助を与えてしまえば、戦争の正・不正に関する判断を誤って、不正な側に援助を与えてしまうかもしれないからである。したがって、「疑わしい場合において [中立] にとどまることが許容されるのは明らかである」。

Vattelの議論も、Wolffのそれとよく似ている。Vattelは、「中立にとどまる権利について」検討し、「二国間に戦争が生じたとき、条約によって拘束されていない他のすべての国は、中立にとどまることが自由である」という。そして、Vattelによれば、「中立にとどまることが自由」か否かを判断する際の要因は、次の2つである。すなわち、「1. 事由の正当性。それが明確である場合、不正な側を援助することはできず、逆に、抑圧された無実の側を援助することは、そうする能力を有している場合には、善いことである。事由が疑わしい場合には、国家は判断を停止し、無関係の争いに参加しないことができる。2. どちらの側が正当性を有しているかが分かる場合にも、さらに、その問題に介入し戦争に参加することが国家の利益になる (du bien de l'État) か否かを考えなければならない¹³⁷。」

このように、WolffやVattelは、国家が正戦援助義務を負わず、したがって不援助・公平の態度をとることによって「中立」の地位に立てる場合を、2つのレベルに分けて論じている。第1は、戦争の正当事由のレベルである。すなわち、国家は他国間の戦争の正・不正について正確な判断ができないとき、不正戦争の援助という、自然法上許容されない行為を行うことを避けるため、不

助の立場をとることができる。第2は、国家の利益のレベルである。すなわち、他国間の戦争の正・不正が明らかであってもなお、「国家の利益になる」場合には、国家は不援助の立場、つまり「中立」の地位を選ぶことができる。この場合の「国家の利益」とは、不援助・公平の態度、つまり「中立」の条件を満たす態度をとることによって、戦争に巻き込まれない権利を享受するという利益のことである (1 (2) 参照)。この場合、局外国は戦争の正・不正について判断を下しても、まったく構わない。Wolffが述べているように、「... [中立国] は戦争の正当性に関する判断を停止する必要はない。ただし、それ [=その判断] を公然と表明しない方がより賢明であるかもしれない¹³⁸」のである。

なお、Bynkershoekの議論は、WolffやVattelの議論と若干異なっている。すなわち彼は、「すべての君主のすべての不正を処罰する (vindicare) ことは私の義務ではない。私及び私の同盟者に対する不正を処罰すれば、それで十分である¹³⁹」と述べ、正戦援助義務の緩和の方法として、援助義務を負う相手を同盟国に限定するという方法を選んだ¹⁴⁰。しかしいずれにせよ、すべての局外国がすべての戦争について正戦援助義務を負うという考え方は否定し、それによって局外国が不援助・公平の立場、つまり「中立」の条件を満たす立場をとることを認めているのである。

3. 小括

18世紀中期の学説によれば、局外国は「中立条約」を締結していなくとも、「中立条約」と同一の法的効果——法律上、交戦国によって敵と見なされず、戦争に巻き込まれないこと——を、「中立条約」と同様の条件——交戦国に対する不援助・公平——の下で享受することができる（「中立」、あるいはその法的効果の制度化）。注意しなければならないのは、そのような法的効果の制度化は、究極的には正戦論によって基礎付けられていた点である (1. (4) 参照)。すなわち、国家慣行上そのような法的効果は、交戦国の合意——交戦国が局外国を戦争に巻き込まないと「中立条約」によって約束したこと——を根拠に基礎

付けられていた。しかし、「中立条約」という合意の必要性を否定すると、別の根拠が必要になり、学説は結局正戦論に根拠を求めたのである。

他方、正戦論を維持すると、「中立」と正戦援助義務との関係が問題になった。局外国が常に正戦援助義務を負うとすれば、不援助・公平という「中立」の条件を満たせる局外国は存在し得ないことになってしまうからである。しかし学説は、正戦論自体を維持し、そのコロラリーである正戦援助義務のみを「国家の利益」によって緩和ないし否定すれば十分だった。すなわち、他国間の戦争の正・不正が明らかであり、局外国がそれを判断できる場合にも、不援助・公平の態度をとることによって「中立」の法的効果享受したいのであれば、局外国はそうにして構わないというのである。言い換えれば、戦争の正・不正の区別及びそれについての判断——正戦論自体——と、その区別及び判断に基づき正戦を援助するという具体的行為——正戦論のコロラリーとしての正戦援助義務——とは区別して考えることができるというのである。

このように、一見逆説的ではあるが、「中立」と正戦論は矛盾しないだけでなく、むしろ正戦論が「(制度的)中立」を理論的に基礎付けていた。これが逆説的に見えるのは、「中立」が戦争の自由(いわゆる「無差別戦争観」)を前提にするという通説(I.1(2)(a)参照)が念頭にあるからであるが、そのような通説は、少なくとも18世紀中期の学説を見る限り、正しくないのである。

IV. おわりに

1. 16～18世紀における「中立」の本質

本稿は、「中立条約」に基づく「契約的中立」がその後「制度的中立」に転換したものとして「中立」の歴史を捉える先行研究の枠組みに依拠して、16～18世紀の「中立」を再検討した。その結果、先行研究の成果の上に本稿が付け加えることになった新たな成果は、①先行研究の間で見解が一致していなかった「中立条約」(「契約的中立」)の概念を当時の用語法に即して確定した

こと、及び、②「中立」の「制度化」を可能にした理論的基礎を明らかにしたことである。

まず、「中立条約」(「契約的中立」)とは、局外国(一方締約国)が「中立」を「遵守する」こと——戦争に関与せず、他方締約国の敵を援助しないこと——を条件として、交戦国(他方締約国)が当該局外国の「中立」を「認め」「尊重する」こと——同国を戦争に巻き込まないこと——を約束する条約であった(II)。

次に、18世紀中期の学説による「中立」の「制度化」(「制度的中立」)とは、国家慣行上「中立条約」を創設的要件として成立していた「中立」の法的効果——交戦国が「中立国」を戦争に巻き込まないこと——を、「中立条約」を要件とせず局外国に認めることであった(交戦国に対する不援助・公平を条件として)。そして、交戦国が何ら合意(「中立条約」を締結)していないにも関わらず「中立国」を戦争に巻き込めない根拠——「中立」の「制度化」を可能にした理論的基礎——は、正戦論であった。つまり、正戦論においては、他国から受けた「不正」のみが戦争の正当事由であるが、交戦国に援助を与えない「中立国」はいずれの交戦国にも「不正」を行っていないから、如何なる交戦国も当該「中立国」に対して戦争に訴えることはできない、と理論構成されたのである(III)。

「契約的中立」と「制度的中立」との違いは、「中立」の成立要件としての合意(「中立条約」)の要否であったが、両者には共通点もあった。それは、「契約的中立」であれ「制度的中立」であれ、いったん成立した「中立」の法的効果は、交戦国が「中立国」を戦争に巻き込まない義務を負うということだった点である¹⁴¹。

2. 伝統的中立に関する通説的見解の修正

16～18世紀における「中立」の本質が以上のようなものであるならば、伝統的「中立」に関する通説的見解(I.1参照)は、16～18世紀に限定してではあるが、修正されることになる。本稿の成果を通説的見解との関係で整理し直せば、以下のようになる。

(1) 戦争の自由（いわゆる「無差別戦争観」）

通説は「中立国」の公平義務について、次のように説明していた。すなわち、19世紀から20世紀初頭の国際法において戦争は自由とされ、すべての交戦国は平等なものと見なされていた。したがって、交戦国以外の国（局外国）は、どの交戦国が正しいのかを判断することができず、すべての交戦国に対して公平の態度をとらなければならなかったのである。このような考え方は、正戦論がとられていた18世紀以前には成立し得なかったのであり、正戦論が否定される19世紀になってはじめて現れたのである——と。

しかし、このような説明は、16～18世紀の国家実行と学説を見る限り¹⁴²、どこにも発見できない¹⁴³。それは、「中立国」の交戦国に対する公平という観念がこの時代に存在しなかったからではない。本稿で明らかにしたように、「中立国」の交戦国に対する不援助・公平という観念は、この時代においても「中立条約」や学説の中に存在したからである。

それでは、「中立国」の交戦国に対する不援助・公平は、16～18世紀においてどのように説明されていたか。まず、IIで述べたように、「中立条約」において、交戦国に対する不援助は、交戦国が局外国に「中立」を「認める」——つまり、当該局外国を戦争に巻き込まない——「条件 (conditions)」と位置づけられていた¹⁴⁴。18世紀中期の学説（「制度的中立」）においても、そのような位置づけは変わらない。例えば Vattel によれば、局外国は「中立国として扱われるよう主張する場合には」、つまり「[中立の] 状態の利益を…享受することを望むのであれば」、交戦国に対して不援助・公平の態度をとらなければならない¹⁴⁵。この場合の「[中立の] 状態の利益」とは、交戦国によって敵と見なされず戦争に巻き込まれない利益のことであった。このように、16～18世紀の「中立」観念において、交戦国によって戦争に巻き込まれないことが「中立」の目的であり、交戦国に対する不援助・公平はその目的達成のための手段だったのである¹⁴⁶。

そうだとすれば、このような目的を追求しない

局外国は交戦国を援助して構わないということになる。実際、この時代には、局外国が参戦せず一方交戦国を軍事的に援助する旨規定された同盟条約が多数締結され¹⁴⁷、そのような援助が行われていた¹⁴⁸。また、学説においては、局外国が正戦遂行国を援助することは、「もし可能ならば、自然上国家の国家に対する義務ですらある¹⁴⁹」とされていた。

ただし、このような局外国は「中立」の法的効果を受用できない。既に述べたように、交戦国は、敵に援助を与える局外国を「敵と見なす権利を有する」のであり、同国に対して「武力を伴って[その]領土に入り、そこで敵対行為を行い、[同国]に戦争を行うことが許容される」からである¹⁵⁰。

もっとも、敵に援助を与える局外国を敵と見なし、同国に対して戦争に訴えることは、交戦国の「権利」なのであって、常にそうしなければならない訳ではない。その結果、交戦国が何らかの事情によりその「権利」を行使しないことがあり得、交戦国に援助を与えながら敵と見なされず、事実上戦争の局外にとどまり続ける局外国があり得ることになる。しかし、そのようにして事実上戦争の局外にとどまる国と、「中立」の地位に立つ国との決定的な違いは、後者が法律上戦争の局外にとどまることができた——戦争に巻き込まれない法的権利を有していた——ことなのである。（なお、当時の国家慣行においては「中立条約」が「中立」の創設的要件とされていた（II.3参照）から、交戦国に対する不援助・公平の態度をとるにも関らず「中立条約」を締結していないために「中立」の地位に立てない国があり得た¹⁵¹。このような国が戦争の局外にとどまる場合も、交戦国は何らかの事情により同国を戦争に巻き込んでいないだけであって、事実上戦争の局外にとどまっているに過ぎない¹⁵²。）

(2) 戦時海上通商

通説によれば「中立」制度の成立を促した主たる要因の1つであるとされる戦時海上通商と、本稿で明らかにした意味での「中立」観念との関係はどのようであるか。

(1) で整理した通り、16～18世紀における戦争局外国の中には、①法律上戦争の局外にとどまり、戦争に巻き込まれない法的地位——「中立」——に立つ「中立国」と、②事実上戦争の局外にとどまっているに過ぎない国——交戦国に援助を与えている国（及び、国家慣行においてとられていた考え方によれば、交戦国と「中立条約」を締結していない国）——の2種類が存在した。

そして当時、戦時海上通商の自由は、①のような国にも②のような国にも認められていた。まず、「中立」の地位に立っていない局外国（②）に戦時海上通商の自由が認められる場合があった。例えば、戦時海上通商に関する17～18世紀の国内法令においては、「敵国」と対比させる概念として、つまり局外国を意味する概念として、「我々の同盟国、友好国または中立国」（1652年オランダ布告）¹⁵³、「我々の臣民、友好国、または同盟国」（1681年フランス法令）¹⁵⁴、「中立国または同盟国」（1744年フランス捕獲規則）¹⁵⁵などが用いられる場合があった。また、局外国の戦時海上通商の自由を規定する条約の中には、同盟条約が数多く含まれていた¹⁵⁶。これらの事実は、当時、「中立国」と性格づけられない局外国——「同盟国」や「友好国」——にも戦時海上通商の自由は認められていたということ、つまり、「中立」の地位に立つことは海上通商の自由を享受するための必要条件ではなかったということを意味する。しかし他方、「中立」の地位に立ちつつ、同時に海上通商の自由を享受することも可能であった。「中立条約」において「中立国」の海上通商の自由が承認される場合も数多く存在したからである¹⁵⁷。

「中立」とは、交戦国に対して不援助・公平の態度をとることによって戦争に巻き込まれない法的効果を生じさせ、「中立国」の安全を保障することを目的とするものであった。局外国は、このような目的を追求しつつ、つまり「中立」の地位

に立ちつつ、同時に海上通商自由の維持という目的を追求することもできたし、「中立」の地位に立たず、一方交戦国と同盟関係に入ることによって海上通商の自由を維持・拡大することもできた。言い換えれば、16～18世紀において、「中立」の観念と戦時海上通商の自由とは結びつくこともあったし結びつかないこともあったのであり、海上通商の利益こそが「中立」の観念を成立させたとはいえないのである。

3. 今後の研究課題

本稿は、16～18世紀に限定して「中立」を検討した。したがって、伝統的「中立」の全貌を解明するためには、次に、19世紀～20世紀初頭の「中立」を検討しなければならない。これは今後の研究課題であるが、本稿の考察から得られた成果を踏まえれば、その検討の際には、とりわけ以下の2点を明らかにする必要がある。まず、「中立」の歴史を「契約的中立」から「制度的中立」への転換と捉える先行研究によれば、18世紀中期の学説によって提示された「制度的中立」論は、19世紀になると国家慣行にも受容されたという（1.2参照）。この見解は正しいのか、もし正しいとすれば、国家慣行において「制度的中立」の考え方——局外国は「中立条約」を締結していなくとも「中立」の地位、つまり交戦国によって戦争に巻き込まれない法的地位に立つことができるという考え方——が採用された背景は何だったのか。次に、19世紀に正戦論が否定されるのだとすれば¹⁵⁸、正戦論を理論的基礎として成立した「制度的中立」論（III.1（4）参照）は、19世紀には成り立たなくなるのではないのか。そして、もし「制度的中立」論が成り立たないのだとすれば、どのような「中立」が生まれたのだろうか。それは、「契約的中立」の復活か¹⁵⁹、それともまったく新しい種類の「中立」なのだろうか。

¹ この点についての対立は、非交戦状態（non-belligerency）の可否と法的効果に関する対立として整理することができる（cf. Andrea Gioia, "Neutrality and Non-Belligerency", in H.H.G. Post ed., *International Economic Law and Armed Conflict* (Dordrecht/ Boston/ London, 1994), p.54). すなわち、戦争局外国——第一次大戦以前の国際法においては自動的に中立とされた——は、今日では中立を選ばずに非交戦状態を選ぶことを許容されるのか（可否）、許容されるならば、非交戦状態を選ぶことと中立を選ぶこととの間の法的な違いは何か（法的効果）、ということである。非交戦状態とは、「一方交戦国の側について〔武力〕紛争に参加すること

を望まないが、同時に伝統的中立義務に拘束されることも選ばない国家の状態」(ibid., p.76) のことである。① まず、非交戦状態の可否について、その許容性を肯定する説は、第一次大戦以降の戦争違法化と国家実行が伝統的中立法規を変更し、今日では非交戦状態が合法になったという。これに対して、非交戦状態の許容性を否定する説は、*jus ad bellum* レベルの問題である戦争違法化と *jus in bello* レベルの問題である中立法規が理論的に区別され、また、中立から逸脱する局外国の実行は違法行為に過ぎないから、伝統的中立法規は変更されず今日でもそのまま妥当すると論じる。②次に、非交戦状態の法的効果については、いくつかの観点から問題が生じるが、特に重要なのは、「中立法違反の行為によって中立国ないし非当事国の地位に変更が生じるか」、つまりそれによって「交戦国とみなされるか」(戦争に巻き込まれるか)という問題である(真山全「日米防衛協力のための指針と船舶の検査」『防衛法研究』22号(1998年)111、130頁)。この問題については、今日では戦争が禁止されているので中立国も非交戦国も戦争に巻き込まれない点で法的に同じであるという説(Gioia, *op. cit.*, p.79)、非交戦国のみが戦争に巻き込まれる法的リスクを負うという説(Henri Meyrowitz, *Le Principe de l'égalité des belligérants devant le droit de la guerre* (Paris, 1970), p.398)、法的リスクにおいては中立国も非交戦国も同じであるが事実上は後者の方が大きなリスクを負うという説などがあるが、この問題にまったく言及しない学説もかなり多い。Meyrowitzが「この問題は...ほとんど研究されていない」(ibid., p.393)と述べているように、この問題に関する学説状況は、①の問題に関するそれよりもかなり混沌としているように見受けられる。

² 伝統的中立に関する理解と、現代の中立に関する対立とは、密接に関連している。まず、注1で整理した①の問題について、非交戦状態許容性否定説によれば現在でも継続的に妥当するという伝統的中立の内容は、すべての戦争局外国が自動的に中立の地位に立ち中立義務を負うというものである(本文1.(1)に対応)。他方、非交戦状態許容性肯定説の論拠の1つは、伝統的中立は戦争の自由を前提に妥当していたのだから、戦争が違法化された現代ではそのままでは妥当し得ないというものである(本文1.(2)(a)に対応)。また、②の問題について学説状況が混乱しているのは、学説が、伝統的中立の法的効果——中立国は中立義務を守っている限り戦争に巻き込まれない権利を有していたのか——という問題意識を欠いていることに起因する。このように、現代の中立に関する議論が、伝統的中立に関する理解を前提に構成されているならば、後者の理解が修正されれば前者の議論もそれに応じて再構成されなければならないことになる。伝統的中立の研究が必要な所以である。

³ Wolff Heintschel von Heinegg, *Seekriegsrecht und Neutralität im Seekrieg* (Berlin, 1995), S.100.

⁴ 田畑茂二郎『国際法新講 下』(東信堂、1991年)291頁。

⁵ 「無差別戦争観」という用語は、欧米ではほとんど用いられない(柳原正治「いわゆる『無差別戦争観』と戦争の違法化：カール・シュミットの学説を手がかりとして」『世界法年報』20号(2000年)4頁)。

⁶ L. Oppenheim (H. Lauterpacht ed.), *International Law: A Treatise* (7th ed., London/ New York/ Toronto, 1952), II, p.639.

⁷ H. Lauterpacht, "The Limits of the Operation of the Law of War", *British Year Book of International Law*, XXX (1953), p.237.

⁸ 田畑前掲書291-292頁。

⁹ Philip C. Jessup and Francis Deák, *Neutrality, its History, Economics and Law* (New York, 1935; rpt: New York, 1976), I; 石本泰雄『中立制度の史的研究』[以下、石本『史的研究』](有斐閣、1958年); 小森光夫「国際法学における伝統的中立と現代の中立」『国際問題』213号(1977年)14-37頁; Stephen C. Neff, *The Rights and Duties of Neutrals: A General History* (Manchester, 2000) など。

¹⁰ 石本『史的研究』87頁。

¹¹ 本稿注147・148及びそれに対応する本文を参照。

¹² 石本『史的研究』87頁。

¹³ Wilhelm G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.433-461, 629-637.

¹⁴ Stefan Oeter, "Ursprünge der Neutralität: Die Herausbildung des Instituts der Neutralität im Völkerrecht der frühen Neuzeit", *Zeitschrift für ausländisches und öffentliches Recht und Völkerrecht*, XLVIII (1988), S.447-488; ders., *Neutralität und Waffenhandel* (Berlin, 1992), S.7-34.

¹⁵ Alberto Miele, *L'estraneità ai conflitti armati: secondo il diritto internazionale* (Padova, 1970), I, pp.98-203.

¹⁶ 「中立条約」に注目するのはドイツ語文献が多い。上に挙げた文献以外では、Ulrich Scheuner, *Die Neutralität im heutigen Völkerrecht* (Köln/ Opladen, 1969), S.15-23; Josef Köpfer, *Die Neutralität im Wandel der Erscheinungsformen militärischer Auseinandersetzungen* (München, 1976), S.7-13; Karl-Heinz

Ziegler *Völkerrechtsgeschichte: ein Studienbuch* (München, 1994), S.231; Heinhard Steiger und Michael Schweitzer, "Neutralität", in Otto Brunner u.a. (hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe: historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland* (Stuttgart, 1972-1997), IV, S.315-370 など。ただし、フランス語文献でも、20世紀前半までは「中立条約」を詳細に研究するものがあつた (eg. Sindney Schopfer, *Le Principe juridique de la neutralité et son évolution dans l'histoire du droit de la guerre* (Lausanne, 1894), pp.74-188 ; Ernest Nys, "Notes sur la neutralité", *Revue de Droit International et de Législation Comparée*, 2^{me} série, II (1900), pp.461-498, 583-617, III (1901), pp.15-49; Bertrand d'Astorg, *La Neutralité et son réveil dans la crise de la S.D.N.* (Paris, 1938), pp.12-26)。英語文献でも、Jessup-Deák, *op. cit.*, pp.46-49は、わずかではあるが「中立条約」を検討している。

¹⁷ 「中立」を意味するヨーロッパ各国語 (neutrality, Neutralität, neutralité, neutralità等) の元になったラテン語の「neutralitas」は、古典ラテン語の「neuter」から派生して中世に成立した語である。「neuter」とは、英語の「neither」に相当する形容詞であり、この語から派生して、「中立国(者)」を意味する「neutralis」と、地位または状態としての「中立」を意味する「neutralitas」が成立したのである。「neuter」がラテン語の辞書に載っている古典ラテン語であるのに対し、「neutralitas」及び「neutralis」は、古典ラテン語には存在せず——したがってラテン語の辞書には載っていない——、中世になって現れた俗化ラテン語である (田岡良一「中立の語義に就て」『公法雑誌』1巻12号(1935年)45-56頁)。このようにして生まれた「中立」の語は、国際法概念としては、16世紀以降の「中立条約」において使用されるようになった (1522年ブルゴーニュ公国・フランス中立条約(本稿注24)が、今のところ史料により確認できるもっとも古い「中立条約」)。

¹⁸ Greweが指摘するように、それらの条約において局外国は「友(amici)」などと呼ばれていた (Grewe, a.a.O., S.262-268)。また、本稿IV.2.(2)も参照。

¹⁹ たしかに、19世紀～20世紀初頭において、局外国の戦時海上通商は「中立」の問題として論じられていた。また、戦時海上通商の法的規律に関する研究は、それ自体として必要である。しかし、海上通商の問題と「中立」の観念が元々は別のものなのであれば、それぞれの起源をまず明らかにし、その上で、その後それらが「中立」の問題として結合する過程を明らかにしなければならない。

²⁰ さらに結論を先取りしていえば、「制度的中立」は実は正戦論によって理論的に基礎付けられていた (III.1.(4)) にも関わらず、Mieleは、正戦論と中立が両立しないという通説を採用している (Miele, *op. cit.*, II, pp.251-254)。

²¹ Jean Dumont, *Corps universel diplomatique du droit des gens* (Amsterdam, 1726-1731), 8 tomes.

²² 史実については以下の文献を参照した。京大西洋史辞典編纂会編『新編西洋史辞典』(改訂増補、東京創元社、1993年)；今井宏編『世界歴史大系イギリス史2』(山川出版社、1990年)；柴田三千雄・樺山紘一・福井彦彦編『世界歴史大系フランス史2』(山川出版社、1996年)；成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史1』(山川出版社、1997年)；成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史2』(山川出版社、1996年)；加藤友康責任編集『歴史学事典7：戦争と外交』(弘文堂、1999年)。

²³ 小国に分裂し、諸王朝の伝統的権利が錯綜していたイタリア半島の覇権をめぐる、フランス・ヴァロワ家とハプスブルク家の間で戦われた戦争。1519年のカール5世の皇帝就任を境にして二期に分けられる。ここでは、本文で挙げた1522年中立条約の背景を理解するために、第二期の戦争の概略を述べておく。1519年、ハプスブルク家のスペイン王カルロス1世がカール5世として神聖ローマ皇帝に即位すると、ハプスブルク家が広大な版図をもつことになった。これに脅威を感じたフランスはすべての国境でハプスブルク家と争いあうことになり、1521年、ネーデルラント国境、ピレネー国境、イタリアで次々に軍事衝突が始まった。戦争は皇帝側の優位に進んだが長期化し、1529年カンブレの和、44年クレビーの和などを経て、1559年カトー・カンブレジ条約によってようやく終結した。

²⁴ *Traité de Neutralité entre les DUCHE' & COMTE' DE BOURGOGNE, passe en consideration des Suisses entre FRANÇOIS I. Roi de France, & MARGUERITE Archiduchesse d'Autriche, à S. Jean de Laone, le 8 de Juillet 1522*, in Dumont, *op. cit.*, IV-I, pp.378-381.

²⁵ フランスの王権をめぐる政治闘争と結びついた宗教的内乱であり、「宗教戦争」ともいう。ヴァシーにおけるプロテスタント虐殺事件(1562年3月)をきっかけにして第一次宗教戦争が始まって以来、8次の戦乱が断続的に繰り返された。本文で挙げた「中立条約」と関連するのは、1585年に勃発した第八次宗教戦争(「三アンの戦い」)である。フランス国王であるヴァロワ家アンリ3世に子がなく、王弟アンジュー公も没した(1584年)ことにより、血統上から王位継承権はプロテスタントのブルボン家アンリ(アンリ・ド・ナヴァール)に帰すること

になった。これに対してカトリック陣営は「異端者」(プロテスタント)が王位につくことに反対、ギーズ家アンリを領袖とするカトリック同盟を結成して反対運動を起こした。国王アンリ3世もこの動きに対して譲歩を余儀なくされ、1585年にはプロテスタントの礼拝を一切禁止し、ブルボン家アンリの権利喪失を宣言すると、第八次宗教戦争が勃発した。1588年5月パリを追われた国王アンリ3世は、同年12月ブローア三部会でギーズ公アンリを暗殺したが、カトリック側が反発し、89年8月カトリック狂信者によって殺害されてしまった。その後、1人残ったブルボン家アンリはアンリ4世として国王に即位、1595年1月16日にはスペインに宣戦布告した。1598年、プロテスタントの自由を規定したナントの勅令が発布され、36年に及ぶ宗教戦争は終結した。

²⁶ *Traité entre les Députez de HENRI IV. Roi de France, de PHILIPPE II. Roi d'Espagne, & des CANTONS SUISSES, pour le Duché & Comté de Bourgogne. A Lion, le 22 Septembre 1595, in *ibid.*, V-I, pp.517-518.* 本条約は、1580年の「中立条約 (Le Traité de Neutralité)」を改定するものと位置づけられている (*ibid.*, p.517)。

²⁷ *Lettres de Neutralité octroyées par HENRI IV. Roi de France, à CHARLES Duc de Lorraine, pour les Païs, Durant la Guerre dudit Roi contre l'Espagne. A Abbeville le 19. Juin 1596, in *ibid.*, V-I, pp.527-528 ; Autres Lettres de Neutralité acordées[sic] par HENRI IV. Roi de France à CHARLES. Duc de Lorraine, pour son Fils le Cardinal, pour les Evêchez de Metz, Toul, & Verdun, & l'Abbaïe de Gorze, pendant la Guerre contre le Roi d'Espagne. A Abbeville, le 19. Juin 1596, in *ibid.*, p.528.* なお、複数当事国間の合意として締結される「中立条約」に対して、交戦国による一方的行為である「中立状 (lettre de neutralité)」が区別される (Miele, *op. cit.*, I, p.105) が、その法的効果は「中立条約」の場合と同じである。

²⁸ 三十年戦争は大きく4期に分けられる。【第1期】ボヘミア戦争 (1618-25年)。1617年にオーストリア大公フェルディナントがボヘミア王に即位すると、1609年に神聖ローマ皇帝ルドルフ2世が認めていた信教の自由を否定しようとした。これに反抗するボヘミアのプロテスタント派貴族は1618年5月、プラハ城に押し入りカトリック派の代官を窓から投げ落とすという事件を起こし、これが戦争の引き金となった。1619年フェルディナントがフェルディナント2世として皇帝位につくと、ボヘミア・プロテスタントは彼の国王廃位を宣言し、代わりにプロテスタント同盟 (ユニオン) の盟主プファルツ選帝侯フリードリヒ5世を国王に選んだ。これに対するフェルディナント2世は、バイエルン公を盟主とするカトリック連盟 (リガ) の協力を得てボヘミアを攻撃し、1620年11月のヴァイセンベルクの戦いで大勝利を収めた。フリードリヒはオランダに亡命し、ボヘミア・プロテスタントは抑圧された。【第2期】デンマーク戦争 (1625-29年)。デンマーク王クリスティアン4世は、イギリス及びオランダから軍事援助を受けドイツに侵入した。しかし、ティリーやヴァレンシュタインの指揮する皇帝軍に敗れ、1629年リュエック条約でドイツ介入を断念させられた。この間皇帝は「復旧勅令」を出して、宗教諸侯の領地回復と、ルター派以外公認しないことを布告したが、これは皇帝権力の強大化の証となり、ドイツのプロテスタント派のみならずカトリック派をも反皇帝の側に立たせることになった。【第3期】スウェーデン戦争 (1630-35年)。バルト海の派遣をめぐってポーランド、ロシアと争っていたスウェーデンは、皇帝権力の北進を恐れ、フランスの援助を得て1630年に突如軍事介入、プライテンフェルトの戦い (31年) で皇帝軍を大破した。皇帝軍は守勢に立たされたが、ネルトリンゲンの戦い (34年) でスウェーデン軍を壊滅させると、戦況有利のままプロテスタント派諸侯とプラハ平和条約を締結した。【第4期】フランス戦争 (1635-48年)。スウェーデンの同盟国フランスは、スウェーデンやドイツ・プロテスタント諸侯の支援、また、当面の敵ハプスブルク勢力に対抗するため、1635年、満を持して皇帝とスペインに宣戦布告した。しかし、戦況は一進一退で容易に決せず、1648年のウェストファリア講和条約で戦争は終結した。ただし、スペインはフランスの権益拡張に危機感を強め、1659年11月9日のピレネー条約によって講和するまで、フランスと単独で戦争を続けた。

²⁹ *Traité de Neutralité entre GUSTAVE ADOLPHE, Roi de Suède, et les Etats de Catoliques d'ALLEMAGNE, Fait à Maience le 19. Janvier 1632, in Dumont, op. cit., VI-I, pp.29-30.*

³⁰ *Captitulatio Electoris Trevirensis PHILIPPI CHRISTOPHORI, cum AXELIO OXENSTIRN Regioe Majestatis Suecicae Legato, super acceptata Neutralitate Suecica per Legatos Christianissimi Regis Gallioe Ludovici XIII. negotiata Moguntiae die 12. Aprilis 1632, in *ibid.*, VI-I, pp.36-38.*

³¹ *Traité de Neutralité entre LOUIS XIV. Roi de France, & FERDINAND II. Grand Duc de Toscane. A Florence le 11. Mai 1646, in *ibid.*, VI-I, p.343.*

³² *Traité de neutralité, fait entre ANSELME CASIMIR WAMBOLT DE UMSTAT, Electeur de Mayence; & le Maréchal de Turenne, General de l'Armée de Louis XIV. Roi de France en Allemagne. A Frankfort sur le Mein. le 9. Mai 1647, in *ibid.*, VI-I, pp.394-395.*

³³ Pacta Neutralitatis perpetuae à Regia Majestate Suecia Christina Illustrissimo Duci Curlandia Jacobo indulta, Dat. Holmie die 4. Junii 1647, in *ibid.*, VI-I, pp.395.

³⁴ Article, par lesquels Monsieur le Duc de MODENE, au nom de S.M.T.C. et en vertu des Pouvoir qu'il en a receu, accorde la Neutralité à Monsieur le Duc de Mantoue. Fait à Modene, 9. Juillet 1658, in *ibid.*, VI-II, p.225.

³⁵ 先のフランドル戦争（遺産相続戦争、1667-68年）で顕在化したフランスとオランダの対立や、両国間の関税引き上げ・新設合戦が原因となって起こった戦争。フランスはまず外交政策によってオランダの孤立化を図ったのち、1672年4月に宣戦布告、5月にはオランダに侵入した。イギリスもフランスと密約を結んでいたことから、オランダと開戦した（第三次英蘭戦争）。オランダは当初劣勢だったが、73年にスペイン及び皇帝と同盟を結び、74年にはイギリスとも講和して、フランスを逆に孤立させることに成功した。フランスはその後スペイン領ネーデルラントを主戦場として戦ったが、78年にナイメーヘンで講和条約を結んだ。

³⁶ Traité de Neutralité entre CHRISTIAN V. Roi de Danne marc, FRIDERIC GUILLAUME Electeur de Brandenbourg, & CHRISTOPHLE BERNARF Evêque & Prince de Munster d'une part, & JEAN FREDERIC Duc de Brunswic-Lunebourg-Hanover d'autre part, portant que ledit Duc ne s'opposera point aux Armes des trois Princes confederés contre la Suede de quelque costé qu'elles se tournent, & qu'en échange ils auront soin que leurs Expeditions, Passages, & Campements ne causent aucun dommage à ses Terres, Pais & Sujets, mais qu'au contraire ils le maintiendront & defendront en cette Neutralité. A Hanover le 11-21. Sept. 1675, in *ibid.*, VII-I, pp.305-305. なお、本条約は1675年10月18日フランス・ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク公国中立条約（本稿注37）によっても「中立条約」として言及されている。

³⁷ Traité de Neutralité entre LOUIS XIV. Roi de France et JEAN FREDERIC Duc de Brunswic et Lunebourg. Fait à Linsbourg le 18. Ottobre 1675, in *ibid.*, VII-I, pp.312-313.

³⁸ 「プファルツ継承戦争」、「九年戦争」などとも呼ばれる。フランスはオランダ戦争の後、「統合政策（レユニオン）」と呼ばれる方法でライン左岸に支配権を伸ばした。これは諸国の警戒心を呼び、1686年にオランダ、スペイン、皇帝、スウェーデン、バイエルン選帝侯、ザクセン選帝侯などの間に「アウクスブルク同盟」が結ばれた。対するフランスのルイ14世は、プファルツ選帝侯家に男系が絶えると、弟オレルアンの妃が同家の出身であることを理由に相続権を主張して出兵、同盟側との戦争が勃発した。1688年にイギリスで名誉革命が起こりオランダのウィレム3世がイギリス国王（ウィリアム3世）となると、イギリスも対仏戦線に加わった。戦いは当初フランスが優勢であったが、92年のラ・ウーグの海戦におけるフランスの敗北を境に同盟側の優勢になり、97年のライプツイク講和条約によって終結した。

³⁹ Traité de Neutralité entre LOUIS XIV. Roi très-Chréstien de France d'une part, & le Louable Corps HELVETIQUE d'autre part, contenant, que de la part de la France il ne sera pris aucun Passage par la Suisse, & que les Louables Cantons ne l'accorderont aussi à nulle autre Puissance étranger. Fait à Bade en Argouw le 7. Mai 1689, in *ibid.*, VII-II, pp.228-229.

⁴⁰ ポーランドで1733年にアウグスト2世が没すると、王位継承をめぐる、オーストリアとロシアはアウグスト3世を支持、フランスは、ルイ15世の王妃の父であり前ポーランド王のスタニスワフ・レシチンスキを推して対抗した。フランスはスペインと組んでロシア・オーストリアに対抗し、両派は領土争いの焦点となったイタリアを主戦場として戦った。1738年のウィーン和約によって終結した。

⁴¹ Convention or Act of Neutrality between France and the Netherlands, signed at The Hague, 24 November 1733, in Clive Parry ed., *Consolidated Treaty Series* (Dobbs Ferry/ New York, 1969-), XXXIV, pp.139-142. 本条約は、*Consolidated Treaty Series*の編者Parryによって「中立条約」と名付けられているだけでなく、条約文自身によって「cette convention ou acte de neutralité」(*ibid.*, p.142)と呼ばれている。

⁴² プロイセン対オーストリア・ロシア・フランス・スウェーデン等のヨーロッパ大陸での戦争と、アメリカ及びインドをめぐる覇権争いに起因するフランス対イギリスの植民地戦争。オーストリア継承戦争（1740-48年）においてシュレジエンをプロイセンに奪われたオーストリアは、伝統的なフランスとの対立を捨て、1756年5月フランスと同盟条約を結んだ（ヴェルサイユ条約）。これに対しプロイセンはイギリスとハノーファーの保護を約束して同盟し（ウェストミンスター協約）、1756年、機先を制してザクセンに侵入、七年戦争が始まった。プロイセンはほとんどすべての大陸諸国を相手にして苦戦したが、1762年、プロイセン王フリードリヒの崇拜者ピョートル3世がロシアで即位すると同国と講和することができ、フランスも植民地でイギリスに敗れ、戦争から脱落し

た。さらにスウェーデンやドイツ諸邦も休戦を望むようになったので、オーストリアもやむなくプロイセンとフベルテュスブルク条約を結び、プロイセンのシュレジエン領有が確定した。他方、植民地では、ヨーロッパでの戦争においてプロイセンに財政的援助を与えるにとどめたイギリスが優位に立ち、アメリカではフレンチ・インディアン戦争で勝利を収め、インドでもブラッシーの戦いでフランスを制して、1763年パリ講和条約で英仏の戦争は終結、イギリスの世界帝国としての地位が確立した。

⁴³ Neutrality Convention between Austria-Hungary and France, signed at Versailles, 1 May 1756, in *ibid.*, XL, pp.331-334. 本条約も Parry によって「中立条約」と名付けられているだけでなく、同日に締結された「オーストリア＝ハンガリー・フランス同盟及び防衛的友好条約」において、「une Convention ou Acte de Neutralité」として言及されている (Treaty of Union and Defensive Amity between Austria-Hungary and France, signed at Versailles, 1 May 1756, in *ibid.*, pp.337, 340, 349, 350)。

⁴⁴ Dumont, *op. cit.*, VI-I, p.29.

⁴⁵ *ibid.*, p.37.

⁴⁶ *ibid.*, p.29.

⁴⁷ Parry, *op. cit.*, XL, p.333.

⁴⁸ Dumont, *op. cit.*, VII-I, p.312.

⁴⁹ *ibid.*, V-I, p.527.

⁵⁰ *ibid.*, VI-I, p.343.

⁵¹ Parry, *op. cit.*, XXXIV, p.141.

⁵² *ibid.*

⁵³ *ibid.*, XL, p.333.

⁵⁴ *ibid.*, p.334.

⁵⁵ Dumont, *op. cit.*, VI-I, p.37.

⁵⁶ Christian Wolff, *Jus gentium methodo scientifica pertractatum* (The Classics of International Law, Vol. I: The Photographic Reproduction of the Edition of 1764; Oxford, 1934), § 680. なお、本文で「[中立国]」と訳した部分は、原文ではそれぞれ、「どちらの味方でもない者」(ei, qui neutrarum partium est)、「戦争における中間者」(eos, qui in bello medii sunt)とされている。しかし、後述の通り(本稿注91)、Wolffは「中立国」と「中間者」等を同義語として用いているから、本文では「[中立国]」という訳で統一した。以下の引用でも同じ方針を採用する(必ずしも原文を忠実に訳したものではないことを示すため、大カッコ [] で括弧しておく)。

⁵⁷ Johann Wolfgang Textor, *Synopsis juris gentium* (The Classics of International Law, Vol.1: Reproduction of the first edition, with introduction by Ludwig von Bar, and list of errata; Washington, 1916), p.105 (Cap. XXVI, 22). Textorも「中立国」と「中間者(medium)」を同義語として用いている(本稿注91)から、Textorの著作における「medium」も「[中立国]」という訳で統一する。

⁵⁸ *ibid.*, p.106 (Cap. XXVI, 26).

⁵⁹ *ibid.*, p.105 (Cap. XXVI, 21).

⁶⁰ CがAと締結する「中立条約」において、CがBを援助しないことは規定されるが、CがAを援助しないことは規定されない。ただし、CのAに対する援助が義務付けられている訳ではないことや、Cが「戦争に関与しない」と規定されていることから考えて、CはAにも援助を与えないことが想定されていると考えられる。

⁶¹ 本稿注35を参照。

⁶² Traité de Paix entre LOUIS XIV. Roi de France, & les Seigneurs Estas Généraux des PROVINCES-UNIES des Pais-Bas ; portant, que chacun demeurera saisi des Pais, Villes, & Places qu'il possède ; à la reserve de la Ville de Mastriche, avec la Comté de Vronos, & les Pais de Fonquemont, Dalbem & Rolledue, que Sa Majesté T. C. rendra à Leurs Hautes Puissances. Fait à Nimegue le 10. d' Août 1678, in Dumont, *op. cit.*, VII-I, pp.350-354.

⁶³ Grewe, a.a.O., S.444.

⁶⁴ ebd.

⁶⁵ Hellmuth Rössler und Günther Franz, unter Mitarbeit von Willy Hoppe und anderen Fachgelehrten, *Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte* (Neneln/ Liechtenstein, 1978), S.815.

⁶⁶ Mieleは本稿の分析結果と同様の「中立条約」概念を採用する。つまり、「中立条約」とは、「戦争状態にある

国家が、紛争局外にとどまる他方締約国の領域、臣民、財産を尊重することを約束し、後者 [=他方締約国] が、厳格に公平な態度をとることによって、直接的なものであれ間接的なものであれ、紛争へのあらゆる関与を差し控えることを約束する」条約だというのである (Miele, *op. cit.*, I, p.106)。

⁶⁷ Dumont, *op. cit.*, VI-I, p.395.

⁶⁸ Oeter, a.a.O. ("Ursprünge der Neutralität"), S.457.

⁶⁹ Miele, *op. cit.*, I, pp.107-109.

⁷⁰ Textor, *op. cit.*, p.101 (Cap.XXVI, 1) .

⁷¹ *ibid.*, p.101 (Cap.XXVI, 2) .

⁷² ただし、Textorは「中立」が黙示的合意により成立することを認める。すなわち、「平等な友好関係の実行は、双方交戦国がそれを知っており、それに反対しなければ、それによって中立が合意されたものと黙示的に理解される」(*ibid.*, p.105 (Cap. XXVI, 21)) のである。

⁷³ Oeter, a.a.O. ("Ursprünge der Neutralität"), S.457, 459-462; Schopfer, *op. cit.*, p.98.

⁷⁴ *ibid.*, pp.100-113.

⁷⁵ Alice Clare Carter, "The Dutch as Neutrals in the Seven Years' War", *International and Comparative Law Quarterly*, XII (1963), p.828. ポーランド継承戦争におけるフランスとの「中立条約」は、本稿注41。

⁷⁶ *ibid.*

⁷⁷ 以上の事例における交戦国の局外国に対する暴力行為が、戦争だったのか、戦争に至らない武力行使だったのか、入手可能な資料の範囲内では分からない。明らかなのは、これらの事例において、局外国が「中立」にとどまることを望んでも、交戦国はその「中立を承認することを拒否し」(Nys, *op. cit.* ("Note sur la neutralité"), p.484)、局外国に対して何らかの暴力行為を行ったということである。

⁷⁸ Textor, *op. cit.*, p.274 (Cap. XXVI, 2).

⁷⁹ Wolff, *op. cit.*, § 681.

⁸⁰ Oeter, a.a.O. ("Ursprünge der Neutralität"), S.454-455.

⁸¹ 成瀬・山田・木村前掲書(『ドイツ史1』) 499頁。

⁸² Martin Horn, *Die geschichtliche Entwicklung des neuzeitlichen Neutralitätsbegriffes* (Würzburg, 1936), S.6.

⁸³ Miele, *op. cit.*, I, p.104.

⁸⁴ Dumont, *op. cit.*, VI-I, p.29.

⁸⁵ *ibid.*, V-I, p.527

⁸⁶ Schopfer, *op. cit.*, p.100.

⁸⁷ Hugo Grotius, *De jure belli et pacis : libri tres* (accompanied by an abridged translation by William Whewell, Cambridge, [1853]), Lib. II, Cap. I, I, 4.

⁸⁸ そのほかの例もいくつか挙げておく。「国家間における戦争の正当事由は、不正が既になされたか、なされるおそれがあるとき、発生する」(Wolff, *op. cit.*, § 617)、「すべての正当戦争の根拠または事由は、不正である」(De Vattel, *Le Droit des gens, ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des Nations et Souverains* (The Classics of International Law ; Photographic Reproduction of the Book III and Book IV of First Edition (1758) ; Washington, 1916), Liv. III, Chap. III, § 26)、「我々が戦争を行うのは、敵が我々に不正を行ったために、彼自身およびその臣民は破壊されるに値すると我々が考えるからである」(Cornelius van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo* (The Classics of International Law, Vol.1: A Photographic Reproduction of the Edition of 1737, with a List of Errata, and a Portrait of Bynkershoek; Oxford, 1930), p.3)。なお、Bynkershoekは「正戦論から国際法学を解放し」と評価されことがあるが(石本泰雄「いわゆる『事実上の戦争』について」同『国際法の構造転換』(有信堂、1998年) 65頁)、上記引用のように、実は正戦論をとっている。詳しくは、Kinji Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (The Hage/ London/ Boston, 1998), pp.89-95を参照。

⁸⁹ そうだとすると、17世紀以前の国家慣行において、「中立条約」を締結していない局外国を交戦国が戦争に巻き込めると考えられていたこと(II.3参照)は、どう説明されるのか。このことは、学説の唱えていた正戦論が、当時の国家慣行において妥当していなかったか、実効性を有していなかったかのいずれかによるものと考えられる。実際、当時の国家慣行において、学説が唱えていたような正戦論は、(少なくともそのままの形では)妥当していなかったようである。なぜなら、当時、他国に対して戦争に訴える国は、戦争を正当化する根拠として、

「権利及び利益」、「名誉」、「尊厳」、「勢力均衡」などの国益 (national interests) を挙げるが多かった (Joachim von Elbe, "The Evolution of the Concept of the Just War in International Law", *American Journal of International Law*, XXXIII (1939), pp.686-687) からである。「利益」、「名誉」、「尊厳」などを根拠に戦争に訴えられるならば、戦争は事実上ほとんど無制限に許容されることになるだろう。すなわち、17世紀以前において、学説と国家慣行は乖離していたと考えられるのである。

⁹⁰ Grotius, *op. cit.*, Lib. II, Cap. XVII, I. ただしGrotiusは、「戦争の際には、彼ら [=戦争の局外にとどまる者 (国)] に対して、特にそれが隣人 (国) である場合には、必要性を口実にして多くのことが行われるものである」(*ibid.*) 現実も認識している。そして、「戦争を避ける者の義務は、不正な事由を有する側を強くしたり、正戦を遂行している者の行動を阻害したりすることをしないことである。…疑わしい場合には、通過の許可、軍隊への食糧供給、攻囲された者の不援助について、公平に行動すべきである」とも述べている (*ibid.*, Lib. III, Cap. XVII, III.)。しかし、「疑わしい場合」に何故局外者 (国) が「公平に行動すべき」なのか、Grotiusは明確にしていない。つまり、局外者 (国) が「公平に行動すべき」なのは、そうしなければ戦争の正・不正に関する判断を誤って不正戦争の援助という自然法上許容されない行為を行いかねないからなのか、それとも、公平に行動することによって戦争に巻き込まれないようにするためのものか、判然としない。それ故、交戦国に対して不援助・公平の態度をとることによって戦争に巻き込まれないようにするという観念——「中立」——がGrotiusの著作の中に明確に存在するとはいえない。

⁹¹ 17世紀以前の学説には、18世紀中期の学説には明確に見られる「中立」の観念——局外国が交戦国に対する不援助・公平の態度をとることによって戦争に巻き込まれないようにするという考え方——が、少なくとも明確な形では見られない。それだけでなく、17世紀以前の学説は、「中立」という言葉自体を使っていなかった。例えばGrotiusは、交戦者 (国) でも同盟者 (国) でもない者 (国) を意味する語として、「戦争において中間的である者 (his qui in bello medii sunt)」(Grotius, *op. cit.*, Lib. III, Cap. XVII)、「戦争の局外にある者 (his, qui extra bellum sunt)」(*ibid.*, Lib. III, Cap. XVII, I)、「戦争を避ける者 (eorum qui a bello abstinent)」(*ibid.*, Lib. III, Cap. XVII, III) などを用いている。筆者が知る限り、「中立」の語を使用した最初の国際法学者はTextorである。彼は1680年の著作で、「ローマ史において中間者 (medii) と呼ばれた者」を「中立者 (国) (neutrales)」と呼び、その状態を「中立 (neutralitas)」と呼んだ (Textor, *op. cit.*, p.101 (Cap. XXVI, 1, 2))。18世紀になるとWolffが、「中間者 (medium)」(Wolff, *op. cit.*, § 672, 673, 674, 675, 676, 677, 680, 683) の語と、「中立 (neutralitas)」(*ibid.*, § 672-683) 及び「中立者 (国) (neutrales)」(*ibid.*, § 672) の語とを同義語として併用し、1758年にはVattelが、「中間者」などの語を用いず「中立 (neutralité)」の語を統一的に使用した (Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 103-135)。

⁹² Wolff, *op. cit.*, § 673.

⁹³ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 107.

⁹⁴ Wolff, *op. cit.*, § 682.

⁹⁵ *ibid.*, § 681.

⁹⁶ *ibid.*

⁹⁷ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 108.

⁹⁸ Wolff, *op. cit.*, § 673.

⁹⁹ M. Hübner, *De la Saisie des batimens neutres, ou du droit qu'ont les nations belligérantes d'arrêter les navires des peuples amis* (La Haye, 1759), I, pp.32-33.

¹⁰⁰ Vattelによれば、「中立国とは、戦争において、戦争に参加せず、2当事国の共通の友のままにとどまり、一方の利益に反して他方の武力を援助することのない国のことである」(Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 108)。Bynkershoekによれば、「当事者のいずれにも属さず、いずれに対しても条約によって義務を負っていない者を、私は非交戦者 (Non hostes) と呼ぶ。もしいずれかの国に義務を負っているならば、同盟者であり、単なる友人ではない。」(Bynkershoek, *op. cit.*, p.67)。

¹⁰¹ Wolff, *op. cit.*, § 680.

¹⁰² *ibid.*

¹⁰³ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VI, § 99. Vattelは*Le Droit des gens...*の第3巻第6章及び第7章において、交戦国が局外国を法律上正当に「敵と見なす」ことができる場合と、そうではない場合とを分類している。Vattelによれば、攻撃的の同盟に基づいて敵国に援助を与える国 (Liv. III, Chap. VI, § 98)、戦争中に締結されたか、特に自国に対して締結された防衛的の同盟に基づいて敵国に援助を与える国 (§ 99)、同盟条約を締結してい

ないにも関わらず自発的に敵国に援助を与える国（§ 97）などが前者に該当し、「中立国」（開戦前に締結された同盟条約に基づき敵国に限定的援助を与える国を含む）は後者に該当するという（§ 101, Chap. VII, § 103-134）。

¹⁰⁴ *ibid.*, Liv. III, Chap. VI, § 101. この部分は、開戦前に締結された同盟条約に基づき交戦国に限定的援助を与える国について論じた箇所であるが、Vattelはこのような国も「中立国」と捉える（*ibid.*, Liv. III, Chap. VII, § 105）。つまり Vattel によれば、局外国は、交戦国に対して厳格な公平の態度をとる場合のほか、開戦前に締結された同盟条約に基づいて交戦国に限定的援助を与える場合にも、同じく「中立」の利益——交戦国によって戦争に巻き込まれない権利——を享受できるということである。Vattel のこの理論は、19 世紀前半の学説によって受け継がれた。ただし、19 世紀の学説は、Vattel が「中立」として一括して観念したものを、「完全中立」（交戦国に対して厳格な公平の態度をとる場合）と、「不完全中立」・「限定中立」（開戦前の同盟条約に基づいて限定的援助を与える場合）とに分類する。19 世紀の学説における「限定中立」論については、辻健児「限定中立論：19 世紀前半期の中立理論」『佐賀大学経済論集』26 巻 2 号（1994 年）177-201 頁を参照。

¹⁰⁵ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 104.

¹⁰⁶ Wolff, *op. cit.*, § 673.

¹⁰⁷ Bynkershoek, *op. cit.*, p.69.

¹⁰⁸ Wolff, *op. cit.*, § 683.

¹⁰⁹ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 109.

¹¹⁰ Bynkershoek, *op. cit.*, p.70.

¹¹¹ *ibid.*

¹¹² *ibid.*, p.69.

¹¹³ Wolff, *op. cit.*, § 680.

¹¹⁴ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 105. 開戦前に締結された同盟条約に基づいて限定的援助を行う国については、本稿注 104 を参照。

¹¹⁵ *ibid.*, Liv. III, Chap. VI, § 101.

¹¹⁶ *ibid.*, Liv. III, Chap. VII, § 113.

¹¹⁷ *ibid.*, Liv. III, Chap. VI, § 97.

¹¹⁸ *ibid.*, Liv. III, Chap. VI, § 98, 99, Chap. VII, § 113.

¹¹⁹ *ibid.*, Liv. III, Chap. VI, § 100.

¹²⁰ Wolff, *op. cit.*, § 730.

¹²¹ *ibid.*, § 733.

¹²² Wolff も Vattel も、「中立」の条件——不援助・公平——が満たされない場合の法的効果について、まとまった形では述べていない。しかし、「中立に反する」行為の法的効果や、敵国に対する援助——同盟——の法的効果について随所で述べており、それらをまとめると本文のようになるのである。

¹²³ *ibid.*, § 656; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VI, § 83.

¹²⁴ Wolff, *op. cit.*, § 656-657, 657; Vattel, *loc. cit.*

¹²⁵ 本稿注 87 及び 88 参照。

¹²⁶ Wolff, *op. cit.*, § 733.

¹²⁷ *ibid.*, § 888; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. III, § 40. なお、Wolff と Vattel は、自然国際法上の戦争の位置づけとしては正戦論を採用する（Wolff, *op. cit.*, Cap. VI; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. I-XI）一方、意思国際法上は正戦論と異なる理論を採用している（Wolff, *op. cit.*, Cap. VII; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. XII）。すなわち、意思国際法上、①戦争は効果に関する限り双方交戦国にとって正当と見なされ、②交戦国の一方に許容されたことは他方にも許容される、というのである（詳しくは、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』（有斐閣、1998 年）150-157、251-256 頁）。ただし彼らの著作において、「中立」論は自然国際法上の正戦論を論じる章の中に位置づけられている（Wolff, *op. cit.*, Cap. VI, § 672-685; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII）。これは、本文で述べたように、「(制度的) 中立」の理論的基礎が正戦論だったためであると考えられる。

¹²⁸ Wolff, *op. cit.*, § 656 ; Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. III, § 40.

¹²⁹ Emmanuelle Jouannet, *Emer de Vattel et l'émergence doctrinale du droit international classique* (Paris, 1998), p.232.

¹³⁰ Wolff, *op. cit.*, § 656.

¹³¹ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VI, § 83.

¹³² Grotiusのこの部分の議論について詳しくは、大沼保昭「戦争」同編『戦争と平和の法 [補正版]』（東信堂、1995年）176-179頁を参照。

¹³³ Grotius, *op. cit.*, Lib. II, Cap. XXV, I-VI.

¹³⁴ *ibid.*, Lib. II, Cap. XXV, VII.

¹³⁵ このようにして局外にとどまった者（国）の地位が「中立」なのか否かについては、本稿注90を参照。

¹³⁶ Wolff, *op. cit.*, § 674.

¹³⁷ Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. VII, § 106.

¹³⁸ Wolff, *op. cit.*, § 674.

¹³⁹ Bynkershoek, *op. cit.*, p.71.

¹⁴⁰ 複数の交戦国と同盟条約を締結している局外国は、どうすべきか。Bynkershoekによれば、「[交戦国]が戦争の正当事由を有しているか否か」によって援助を与える相手を決めるべきである。すなわち、自国と同盟関係にある2国が共同して第三の国と戦争をしており、2同盟国とも正当事由を有するならば、2同盟国に援助を与えるべきである。他方、2同盟国が相互に敵対して戦争をしている時は、「より正当な事由を有している」方の同盟国を援助すべきである (*ibid.*, p.71-72)。

¹⁴¹ しかし今日の学説は、伝統的中立制度において中立国が戦争に巻き込まれない法的権利を有していたのか否かという問題意識をもっていないことが多い。

¹⁴² 19世紀については今後の課題であるが、通説のような説明が19世紀の「中立」について正しいのかということも、非常に疑わしい。なぜなら、19世紀において戦争が自由とされ、すべての交戦国が平等と見なされていたとしても、局外国が一方交戦国の側について参戦することもまた、自由とされていたからである。つまり、一方交戦国に加担することは、少なくとも参戦という形をとるのであれば許されていた。そうであれば、局外国が参戦せずに一方交戦国を援助することは、より強い理由で許されるのではないか（参戦よりも穏便な措置であるから）。同様の問題意識をもつものとして、横田喜三郎「非交戦状態の法理（二・完）」『法学協会雑誌』60巻5号（1942年）770-775頁。

¹⁴³ 紛らわしいのは、Bynkershoekの次のような言明である。「私の考えでは、戦争の正・不正は共通の友である者（*communem amicum*）には関係がない。相互に戦っている友の間にたって裁判官として行動し、事由の正・不正に従っていずれかに何かを認めたり否定したりすることは、彼の義務ではない。」（Bynkershoek, *op. cit.*, p. 69）。しかし、この一節で彼が意図したのは、2交戦国の「共通の友」であることを望む国は、戦争の正・不正を判断して一方交戦国を援助しなくてよい、ということである。一方の「友」に援助を与えれば、他方の「友」に対して「いわば戦争を行っているものと見なされてしまう」（本稿注111）から、そのように見なされたくなければどちらに対しても援助を与えなくてよいというのである。つまりBynkershoekはこの一節において、「共通の友」という言葉を使って実質的には「中立」の観念を論じている。Bynkershoekは、「共通の友」（*Non hostes*）などと呼ばれる国と、「同盟者（*Foederati*）」などと呼ばれる国とを、明確に区別している（*ibid.*, p.67）。「戦争の正・不正は...関係がない」というのは、前者であることを望む国についての言明である。他方、後者（「同盟者」）にとって戦争の正・不正は関係があり、「同盟者」は正・不正の判断をして一方交戦国に援助を与えなければならぬ。国家が2交戦国と同盟条約を結んでいる場合、「より正当な事由を有している」交戦国に援助を与えよ、とBynkershoekは述べているからである（本稿注140）。

¹⁴⁴ 例えば、1632年スウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約（II.1の通し番号④の条約）。本稿注44及びそれに対応する本文を参照。

¹⁴⁵ 本稿注105及びそれに対応する本文を参照。

¹⁴⁶ Mieleによれば、「公平は...、中立国が戦争に巻き込まれず、また、平時法上の待遇を享受し続けるという二重の意味において、交戦国に対する自らの紛争局外性（*estraneità al conflitto*）を確保するために使う手段（*strumento*）」である（Miele, *op. cit.*, II, p.266）。

¹⁴⁷ 例えば、*Traité de Confédération & Alliance, entre LOUIS XIII. Roi de France & les Etats Evangeliques des Cercles & Provinces Electorales de FRANCONIE, SUAVE & du RHIN, fait à Francfort le 20. Septembre 1634*（Dumont, *op. cit.*, VI-I, p.78）第12条は、「陛下 [= フランス王] が自ら戦争を宣言し行うことが何らかの理由により困難な場合、陛下は同盟者諸氏を人員及び金銭によって援助する」と規定している。つまりこの規定では、国家が参戦せず、局外国として交戦国を援助することが想定されている。

¹⁴⁸ M. Ernest Nys, "Traité de subside et troupes auxiliaires dans l'ancien droit. Politique des subsides. Emprunts émis au profit d'États belligerents sur les marchés neutres", *Revue de Droit International et*

de Législations Comparée, 2^{me} série, XV (1913), pp.173-196.

¹⁴⁹ 本稿注130及びそれに対応する本文を参照。

¹⁵⁰ 本稿注116-122、及びそれらに対応する本文を参照。

¹⁵¹ 「中立」は合意（「中立条約」）によってはじめて成立すると主張するTextorは、「例えば、最近のドイツ・フランス戦争において、ポーランド王、モスクワ大公、及びその他の君主は、いずれの交戦国の同盟者でもなかった点で、中立者と呼ばれ得たかもしれない。しかし、厳密に言えば、そして諸国民の法の慣行においては、中間者の地位を同意または合意から獲得した者のみが、中立者 (neutrales) なのである」と述べている (Textor, *op. cit.*, p.101)。

¹⁵² なお、国家慣行においてとられていた考え方によれば、A国・B国間の戦争において局外国CがAと「中立条約」を締結し、Bとは「中立条約」を締結していない場合、CはAとの関係では法律上戦争の局外にとどまり、Bとの関係では事実上局外にとどまっているに過ぎない、と整理されることになるだろう。

¹⁵³ Ordonnance des Etats Généraux des PROVINCES-UNIES, qui défend tout Commerce avec l'ANGLETERRE. Faite à la Haye le 5. Decembre, 1652, in Dumont, *op. cit.*, VI-II, pp.36, 37.

¹⁵⁴ Ordonnance touchant la marine du mois d'aout 1681, in J.M. Pardessus, *Collection de lois maritimes antérieures au XVIIIe siècle* (Paris, 1828-1845), IV, pp.384-389.

¹⁵⁵ 1744. French prize regulation—S.P. Dom. Naval 34, f. 265, in R.G. Marsden ed., *Documents Relating to Law and Custom of the Sea* ([London], 1915-1916; rpt: London/ New Jersey, 1999), II, pp.312-316.

¹⁵⁶ 「中立商業の自由」[傍点引用者]を規定する条約の例として石本泰雄が挙げている諸条約（石本『史的研究』75-76頁）は、同盟条約、講和条約、通商条約などだった。同盟条約において局外国の戦時海上通商の自由が規定された例を挙げれば、1661年ポルトガル・オランダ講和及び同盟条約第12条 (Traité de Paix & d'Alliance entre ALFONS Roi de Portugal & les PROVINCES-UNIES des Pays-Bas. Fait à la Haye le 6. Aout 1661, in Dumont, *op. cit.*, VI-II, p.368)、1663年フランス・デンマーク同盟条約 (Traité d'Alliance entre LOUIS XIV. Roi de France & FREDERIC III. Roi de Danemarc, signé par M. Hannibal Seftel, Ambassadeur de Dannemarc. A Paris le 3. Aoust 1663, in *ibid.*, VI-II, p.471) などがある。

¹⁵⁷ 1632年スウェーデン・ドイツカトリック諸国中立条約第13条 (II.1の通し番号④の条約)、同年トリーア選帝侯・スウェーデン条約第11条 (⑤)、1647年スウェーデン・クールラント公国中立条約第5条 (⑧)、1658年フランス・マントヴァ条約公国中立第2条 (⑨)。ただし、「中立」の地位に立つことと、交戦国との海上通商関係を維持することとは、一見相互に矛盾するものとも考えられていた。例えば、1675年フランス・ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク公国中立条約 (⑩) は、第1条で同公国が「中立を遵守する」こと、第2条で同公国がフランスの敵国を援助しないことを規定したあと、第3条において、「上記条項の約束にも関わらず」、同公国の「通商の自由を留保する (se reservant)」と規定している。すなわち、局外国が交戦国の敵との「通商の自由」を維持することは、敵に如何なる援助も与えないこと、つまり「中立を遵守する」ことと一見相容れないようにも思われる（敵と通商を行うことは敵に物資を供給することであり、敵に対する援助と考えることもできるので）が、特別に「留保する」というのである。

¹⁵⁸ 19世紀の学説の戦争論については、杉原高嶺「近代国際法の法規範性に関する一考察：戦争の位置づけとの関係において」山手治之・香西茂編『国際社会の法構造：その歴史と現状』（東信堂、2003年）89-116頁；柳原正治「紛争解決方式の一つとしての戦争の位置づけに関する一考察」杉原高嶺編『小田滋先生古稀祝賀 紛争解決の国際法』（三省堂、1998年）2-22頁。

¹⁵⁹ Heilbornは、「中立」が局外国の中立宣言による「申込 (Offerte)」と、交戦国による「受諾 (Annahme)」という、二国間の「意思の合致」によって成立する「契約関係 (Vertrag)」であり、その契約関係において「中立国」は交戦国に対して「戦争に巻き込まれないことを要求する請求権 (Anspruch)」を有する、と論じた (Paul Heilborn, *Das System des Völkerrechts entwickelt aus den völkerrechtlichen Begriffen* (Berlin, 1896), S.343, 347)。これは「契約的中立」の復活にほかならない。

[付記] 本稿脱稿後、小森光夫「現代における中立法規の妥当基盤：中立的地位における公平原則の意義と正当化を中心として」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）85-118頁に接した。